

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-他-135改01
提出年月日	2023年2月3日

技術基準要求機器リストに関する説明書

2023年2月

中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

目 次

1. 技術基準要求機器リスト（ヒアリング用）	1
2. 比較表（技術基準要求機器リスト）	43

1. 技術基準要求機器リスト(ヒアリング用)

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
1	施設共通(避難通路)	—	安全避難通路	DB	13条	【13条1】	E	安全避難通路	—	発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路並びに照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、蓄電池を内蔵した非常灯及び誘導灯を設置し、安全に避難できる設計とする。	—	
2	施設共通(避難通路)	—	誘導灯	DB	13条	【13条1】	E	避難用の照明確保	—	同上	—	
3	施設共通(避難通路)	—	非常灯	DB	13条	【13条1】	E	避難用の照明確保	—	同上	—	
4	施設共通(避難通路)	—	非常用照明	DB	13条	【13条2】	E	作業用の照明確保	—	設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、非常用照明、直流非常灯及び電源内蔵型照明を設置する設計とする。	—	
5	施設共通(避難通路)	—	直流非常灯	DB	13条	【13条2】	E	作業用の照明確保	—	同上	—	
6	施設共通(避難通路)	—	電源内蔵型照明	DB	13条	【13条2】	E	作業用の照明確保	—	同上	—	
7	施設共通(避難通路)	—	懐中電灯	DB※2	13,54条	【13条5】 【54条36】	E	作業用の照明確保	—	設計基準事故が発生した場合に用いる可搬型の作業用照明として、懐中電灯、ヘッドライト及びLEDライト(フロアタイプ)を配備する。 重大事故等対処設備は、操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。	—	※2:54条要求を含む
8	施設共通(避難通路)	—	ヘッドライト	DB※2	13,54条	【13条5】 【54条36】	E	作業用の照明確保	—	設計基準事故が発生した場合に用いる可搬型の作業用照明として、懐中電灯、ヘッドライト及びLEDライト(フロアタイプ)を配備する。 重大事故等対処設備は、操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。	—	
9	施設共通(避難通路)	—	LEDライト(フロアタイプ)	DB※2	13,54条	【13条5】 【54条36】	E	作業用の照明確保	—	設計基準事故が発生した場合に用いる可搬型の作業用照明として、懐中電灯、ヘッドライト及びLEDライト(フロアタイプ)を配備する。 重大事故等対処設備は、操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。	—	
10	施設共通(火山)	—	取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備	DB	7条	【7条火山6】 【7条火山7】 【7条火山20】	D	外部事象防護対象施設の防護機能	—	外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設に影響を及ぼす可能性のある施設のうち、屋外に設置している施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設並びに防護措置として設置する火山防護対策設備については、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合には荷重による影響を考慮する。 これらの施設については、降下火砕物を除去することにより、降下火砕物による荷重並びに火山と組み合わせる積雪及び風(台風)の荷重を短期的な荷重として考慮し、機能を損なうおそれがないよう構造健全性を維持する設計とする。 外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設に影響を及ぼす可能性のある施設のうち、屋外に設置している施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設並びに防護措置として設置する火山防護対策設備については、降下火砕物に対し、機能を損なうおそれがないよう、耐食性のある材料の使用又は塗装を実施することにより、降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする。	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
11	施設共通(火山)	—	ディーゼル燃料移送ポンプ防護対策設備	DB	7条	【7条火山6】 【7条火山7】 【7条火山20】	D	外部事象防護対象施設の防護機能	—	同上	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
	施設共通(竜巻)	—	竜巻防護ネット	DB	7条	【7条竜巻18】	B	外部事象防護対象施設の防護機能	材料 線径 網目寸法	竜巻防護ネット(硬鋼線材:線径φ4mm、網目寸法40mm)、竜巻防護鋼板(炭素鋼:板厚20mm以上、特殊鋼板:板厚8mm以上)	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
	施設共通(竜巻)	—	竜巻防護鋼板	DB	7条	【7条竜巻18】	B	外部事象防護対象施設の防護機能	材料 厚さ	同上	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
	施設共通(竜巻)	—	架構	DB	7条	【7条竜巻18】	E	外部事象防護対象施設の防護機能	—	架構及び鋼製扉(炭素鋼:板厚24mm以上)を設置	—	
	施設共通(竜巻)	—	鋼製扉	DB	7条	【7条竜巻18】	B	外部事象防護対象施設の防護機能	材料 厚さ	同上	—	
12	施設共通(竜巻)	—	取水槽海水ポンプエリア防護対策設備 (竜巻防護ネット、竜巻防護鋼板及び 架構により構成する。)	DB	7条	【7条竜巻18】	B	外部事象防護対象施設の防護機能	材料 線径 網目寸法 厚さ	防護措置として設置する竜巻防護対策設備としては、竜巻防護ネット(硬鋼線材(線径φ4mm、網目寸法40mm)、鋼製枠及び架構により構成)、竜巻防護鋼板(炭素鋼(板厚20mm以上)及び鋼製扉又は特殊鋼板(板厚□mm以上)及び架構により構成)及び鋼製扉(炭素鋼(板厚24mm以上))を設置し、内包する外部事象防護対象施設の機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設の機喪失に至る可能性のある飛来物が外部事象防護対象施設に衝突することを防止する設計とする。竜巻防護対策設備は、地震時において外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
13	施設共通(竜巻)	—	取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備 (竜巻防護鋼板及び架構により構成 する。)	DB	7条	【7条竜巻18】	B	外部事象防護対象施設の防護機能	材料 厚さ	同上	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
14	施設共通(竜巻)	—	燃料移送ポンプエリア防護対策設備 (竜巻防護鋼板及び架構により構成 する。)	DB	7条	【7条竜巻18】	B	外部事象防護対象施設の防護機能	材料 厚さ	同上	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
15	施設共通(竜巻)	—	建物開口部防護対策設備(竜巻防護 ネット、竜巻防護鋼板及び架構により 構成する。)	DB	7条	【7条竜巻18】	B	外部事象防護対象施設の防護機能	材料 線径 網目寸法 厚さ	同上	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
16	施設共通(アクセスルート)	—	ホイールローダ	SA	54条	【54条101】	B	アクセスルート確保のための 障害物除去	台数	屋外アクセスルートに対する地震による影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールローダを2台(予備1台)保管、使用する。	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
17	施設共通(地震)	—	地下水位低下設備	DB※3	5.50条	【5条88】 【50条88】	B	地下水位保持機能	容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲	防波壁の設置及び地盤改良を実施したことにより地下水の流れが遮断され地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備(浸水防護施設の設備と兼用)を設置する。地下水位低下設備は、揚水井戸(個数1)及び多重化した揚水系統(揚水ポンプ(容量216m ³ /h/個、揚程35m、原動機出力37kW、個数2/系統)、水位計(個数1/系統、計測範囲EL-21.6m~EL-11.6m)、配管等)で構成する。	耐震の基本方針の別添1「地下水位低下設備の設計方針」	※3:50条要求を含む 主登録
18	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	—	燃料プール監視カメラ(SA)	SA	69.73条	【69条31】 【73条6】	B	重大事故時における燃料 プールの状態監視	個数	燃料プール監視カメラ(SA)(個数1)は、想定される重大事故等において赤外線機能により燃料プールの状態を監視できる設計とする。重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト」の「使用済燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置」に示す重大事故等対処設備の他、燃料プール監視カメラ(SA)(個数1)とする。	使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
19	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	—	燃料プール監視カメラ用冷却設備	SA	69.73条	【69条32】 【73条7】	C	燃料プール監視カメラの耐 環境性向上	個数 容量	燃料プール監視カメラ(SA)の耐環境性向上のため、燃料プール監視カメラ用冷却設備(個数1、容量330ℓ/min以上)を設ける設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
20	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	燃料プール冷却系 燃料プールのスプレイ系	サイフォンブレイク配管	SA	69条	【69条3】	D	サイフォン現象防止	—	燃料プールに接続する配管の破損等により、燃料プール冷却系戻り配管からサイフォン現象による水の漏えいが発生した場合に、原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)4階における線量率が放射線被ばくを管理する上で定めた線量率を満足できるよう、漏えいの継続を防止し、燃料体等からの放射線の遮蔽に必要となる水位を維持するため、燃料プール冷却系戻り配管の逆止弁にサイフォンブレイク配管を設ける設計とする。	使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書	
21	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	燃料プール冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(燃料 プール冷却系による燃料プールの除 熱)	SA	69条	【69条37】	E	電源設備からの給電	—	燃料プール冷却系は、非常用ディーゼル発電設備及び原子炉補機冷却系(原子炉補機海水系を含む。)が機能喪失した場合でも、常設代替交流電源設備及び原子炉補機代替冷却系を用いて、燃料プールを除熱できる設計とする。	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
22	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	—	原子炉建物(屋根トラス、耐震壁等)	DB	26条	【26条40】 【26条41】 【26条42】	E	規準地震動Ssによって燃料 プールへ落下しない設計	—	原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)の屋根を支持する屋根トラスは、 基準地震動Ssに対する発生応力が終局耐力を超えず、燃料プール内 に落下しない設計とする。また、屋根については鋼板(デッキプレート) の上に鉄筋コンクリート造の床を設けた構造とし、地震による剥落のな い構造とする。また、燃料取替階の床面より上部を構成する壁は、鉄筋 コンクリート造の耐震壁であり、燃料取替階の床面より下部の耐震壁と 合わせて基準地震動Ssに対して燃料プール内に落下しない設計とす る。	—	
23	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	—	可搬型計測器	SA	73条	【73条12】 【73条13】 【73条14】	B	可搬型計測器による温度、 圧力、水位、注水量等の計 測・監視	個数	また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、 炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために 必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測す る装置のうち特に重要なパラメータとして、温度及び水位に係るもの について、乾電池を電源とした可搬型計測器(原子炉圧力容器及び原子 炉格納容器内の温度、圧力、水位、流量(注水量)等の計測用として測 定時の故障を想定した予備1個含む1セット30個(予備30個))(計測制御 系統施設の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備で兼用 (以下同じ。))により計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。 なお、可搬型計測器による計測においては、計測対象の選定を行う際 の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いず れか1つの適切なチャンネルを選定し計測又は監視するものとする。 同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つ の適切なパラメータを選定し計測又は監視するものとする。	計測装置の構成に関する説明 書並びに計測範囲及び警報動 作範囲に関する説明書 使用済燃料貯蔵槽の温度、水 位及び漏えいを監視する装置 の構成に関する説明書並びに 計測範囲及び警報動作範囲に 関する説明書	計測制御系統施設の兼用 設備
24	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	—	シルトフェンス	SA	70条	【70条8】	C	海洋への放射性物質の拡散 抑制	高さ 幅 個数	シルトフェンスは、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場 所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。必要数は、各設置場所に必 要な幅に対してシルトフェンスを二重に設置することとし、2号機放水接 合槽に計2本(高さ約10m、幅約10m)及び輪谷湾に計32本(高さ約7 ~20m(一重目は計16本(高さ約7m:3本、約10m:1本、約12m:2本、約 14m:1本、約15m:2本、約16m:1本、約17m:1本、約18m:1本、約 19m:2本、約20m:2本)、二重目は計16本(高さ約7m:3本、約10m:1 本、約13m:2本、約15m:1本、約16m:1本、約17m:2本、約18m:1 本、約19m:2本、約20m:3本)。)、幅約20m)を使用する設計とする。また、 予備については、各設置場所に対して2本の計4本(2号機放水接 合槽は2本(高さ約10m、幅約10m)、輪谷湾は2本(高さ約20m、幅約 20m))を保管することとし、予備を含めた保有数として設置場所2箇所 分の合計38本を保管する。	設定根拠に関する説明書(別 添)	主登録設備
25	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	—	放射性物質吸着材	SA	70条	【70条9】	C	海洋への放射性物質の拡散 抑制	重量	放射性物質吸着材は、雨水排水路等に流入した汚染水が通過する際に 放射性物質を吸着できるよう、雨水排水路集水樹3箇所に、約2280kg (雨水排水路集水樹(No.3排水路))、約100kg(雨水排水路集水樹(2号 機放水槽南))、約700kg(雨水排水路集水樹(2号機廃棄物処理建物 南))を使用時に設置できる設計とする。放射性物質吸着材は、各設置 場所に必要となる保有量に加え、予備として約2280kgを保管する。	設定根拠に関する説明書(別 添)	原子炉格納施設の兼用
26	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	—	小型船舶	SA	70条	【70条7】	C	海洋への放射性物質の拡散 抑制	個数	シルトフェンスは、汚染水が発電所から海洋に流出する2箇所(2号機放 水接合槽及び輪谷湾)に設置できる設計とし、輪谷湾は小型船舶(屋外 に保管)個数1(予備1)(放射線管理施設の設備を核燃料物質の取扱設 施及び貯蔵施設の設備として兼用)により設置できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別 添)	放射線管理施設の兼用
27	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	—	非常用電源からの給電 (燃料プール水位、温度)	DB	34条	【34条36】	E	電源設備からの給電	—	燃料プール温度、燃料プール冷却ポンプ入口温度、燃料プール水位・ 温度(SA)、燃料プール水位及び燃料プールライナドレン漏えい水位 は、外部電源が使用できない場合においても非常用ディーゼル発電設 備又は非常用直流電源設備からの電源供給により、燃料プールの水温 及び水位を計測することができる設計とする。	—	
28	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(燃 料プールの監視)	SA	69条	【69条33】	E	電源設備からの給電	—	燃料プール監視カメラ用冷却設備は、常設代替交流電源設備又は可搬 型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。 燃料プール水位(SA)は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流 電源設備から給電が可能な設計とする。	—	
29	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	—	可搬型直流電源設備からの給電(燃料 プールの監視)	SA	69条	【69条34】 【69条35】	E	電源設備からの給電	—	燃料プール水位・温度(SA)は、所内常設蓄電式直流電源設備又は可 搬型直流電源設備から給電が可能な設計とする。 燃料プール監視カメラ(SA)は、常設代替直流電源設備又は可搬型直 流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	
30	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	—	所内常設蓄電式直流電源設備からの給 電(燃料プールの監視)	SA	69条	【69条34】	E	電源設備からの給電	—	燃料プール水位・温度(SA)は、所内常設蓄電式直流電源設備又は可 搬型直流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
31	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	—	可搬型代替交流電源設備からの給電 (燃料プールの監視)	SA	69条	【69条33】	E	電源設備からの給電	—	燃料プール監視カメラ用冷却設備は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。 燃料プール水位(SA)は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	
32	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	—	常設代替直流電源設備からの給電(燃料 プールの監視)	SA	69条	【69条35】	E	電源設備からの給電	—	燃料プール監視カメラ(SA)は、常設代替直流電源設備又は可搬型直 流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	
33	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(計 器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	—	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために 必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測す る装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪 失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設 代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流 電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備を使用で きる設計とする。	—	
34	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	—	可搬型代替交流電源設備からの給電 (計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
35	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	—	所内常設蓄電式直流電源設備からの給 電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
36	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	—	常設代替直流電源設備からの給電(計 器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
37	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	—	可搬型直流電源設備からの給電(計器 電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
38	原子炉冷却系統施設	主蒸気系	常設代替交流電源設備からの給電(逃 がし安全弁)	SA	61条	【6条13】	E	電源設備からの給電	—	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の重大事故等対処 設備として使用する逃がし安全弁は、常設代替交流電源設備又は可搬 型代替交流電源設備により所内常設蓄電式直流電源設備を受電し、作 動に必要な直流電源が供給されることにより機能を復旧し、原子炉冷却 材圧力バウンダリを減圧できる設計とする。	—	
39	原子炉冷却系統施設	主蒸気系	可搬型代替交流電源設備からの給電 (逃がし安全弁)	SA	61条	【6条13】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
40	原子炉冷却系統施設	主蒸気系	所内常設蓄電式直流電源設備からの給 電(逃がし安全弁)	SA	61条	【6条13】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
41	原子炉冷却系統施設	主蒸気系	可搬型直流電源設備からの給電(逃がし 安全弁)	SA	61条	【61条12】	E	電源設備からの給電	—	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の重大事故等対処 設備として使用する逃がし安全弁は、可搬型直流電源設備又は主蒸気 逃がし安全弁用蓄電池(補助盤室)により作動に必要な直流電源が供 給されることにより機能を復旧し、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧 できる設計とする。	—	
42	原子炉冷却系統施設	主蒸気系	可搬型直流電源設備からの給電(可搬 型直流電源による減圧)	SA	61条	【61条6】 【61条7】	E	電源設備からの給電	—	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、逃がし安全 弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、可搬型直流電源設 備及び主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助盤室)を使用できる設計とす る。 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、逃がし安全 弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、可搬型直流電源設 備は、逃がし安全弁の作動に必要な常設直流電源系統が喪失した場合 においても、SRV用電源切替盤(115V,50Aのものを1個)を切り替えるこ とにより、逃がし安全弁(8個)の作動に必要な電源を供給できる設計と する。	—	
	原子炉冷却系統施設	残留熱除去系	非常用交流電源設備からの給電(残留 熱除去系(原子炉停止時冷却モード) による原子炉停止時冷却)	SA	62条	【62条37】	E	電源設備からの給電	—	残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は、常設代替交流電源設備 からの給電により機能を復旧し、冷却材を原子炉圧力容器から残留熱 除去ポンプ及び残留熱除去系熱交換器を経由して原子炉圧力容器に 戻すことにより炉心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水 は、原子炉補機冷却系(原子炉補機海水系を含む。)又は原子炉補機代 替冷却系から供給できる設計とする。	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
43	原子炉冷却系統施設	残留熱除去系	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)による原子炉停止時冷却)	SA	62条	【62条37】	E	電源設備からの給電	—	発電用原子炉停止中において全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により復旧できる設計とする。 残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、冷却材を原子炉圧力容器から残留熱除去ポンプ及び残留熱除去系熱交換器を経由して原子炉圧力容器に戻すことにより炉心を冷却できる設計とする。 本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却系(原子炉補機海水系を含む。)又は原子炉補機代替冷却系から供給できる設計とする。	—	
	原子炉冷却系統施設	残留熱除去系	非常用交流電源設備からの給電(原子炉停止時冷却)	SA	63条	【62条37】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
44	原子炉冷却系統施設	残留熱除去系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉停止時冷却)	SA	63条	【62条37】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
	原子炉冷却系統施設	残留熱除去系	非常用交流電源設備からの給電(残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード)によるサブプレッションプール水の冷却)	SA	63条	【63条39】	E	電源設備からの給電	—	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード)が使用できる場合は、重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。	—	
	原子炉冷却系統施設	残留熱除去系	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(格納容器冷却モード)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	63条	【63条45】	E	電源設備からの給電	—	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器冷却モード)が使用できる場合は、重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。	—	
45	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント系	圧力開放板	SA	63条	【63条2】	E	最終ヒートシンク(大気)への熱輸送	—	残留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備として使用する格納容器フィルタベント系は、第1ベントフィルタスクラバ容器(スクラビング水、金属フィルタ)、第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器(銀ゼオライトフィルタ)、圧力開放板、遠隔手動弁操作機構、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、原子炉格納容器内雰囲気ガスを窒素ガス制御系を経由して、第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器へ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建物屋上に設ける放出口から放出(系統設計流量 9.8kg/s(1Pdにおいて))することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を抑制しつつ、原子炉格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送できる設計とする。	—	
46	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント系	第1ベントフィルタスクラバ容器	SA	63条	【63条2】	E	最終ヒートシンク(大気)への熱輸送	—	同上	—	
47	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント系	第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器	SA	63条	【63条2】	E	最終ヒートシンク(大気)への熱輸送	—	同上	—	
48	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント系	遠隔手動弁操作機構	SA	63条	【63条12】	B	遠隔人力操作	個数	格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作機構(個数5)(原子炉格納施設)の設備を原子炉冷却系統施設の設備として兼用)によって人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。	原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
49	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント系	格納容器フィルタベント系(系統設計流量)	SA	63条	【63条2】	B	最終ヒートシンク(大気)への熱輸送	系統設計流量	残留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備として使用する格納容器フィルタベント系は、第1ベントフィルタスクラバ容器(スクラビング水、金属フィルタ)、第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器(銀ゼオライトフィルタ)、圧力開放板、遠隔手動弁操作機構、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、原子炉格納容器内雰囲気ガスを窒素ガス制御系を経由して、第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器へ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建物屋上に設ける放出口から放出(系統設計流量 9.8kg/s(1Pdにおいて))することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を抑制しつつ、原子炉格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送できる設計とする。	原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
50	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント系	格納容器フィルタベント系(バイパスライン)	SA	63条	【63条9】	E	可燃性ガスの蓄積防止	—	格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防ぐため、可搬式窒素供給装置により、系統内を不活性ガス(窒素ガス)で置換した状態で待機させ、使用後においても不活性ガスで置換できる設計とする。同時に、系統内に可燃性ガスが蓄積する可能性のある箇所にはバイパスラインを設け、可燃性ガスを連続して排出できる設計とすることで、系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。	—	原子炉格納施設の兼用
51	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント系	常設代替交流電源設備からの給電(格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	【63条13】	E	電源設備からの給電	—	また、排出経路に設置される隔離弁の電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
52	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント系	可搬型代替交流電源設備からの給電 (格納容器フィルタベント系による原子炉 格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	【63条13】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
53	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント系	可搬式窒素供給装置用発電設備からの 給電(格納容器フィルタベント系による原子 炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	【63条5】	E	電源設備からの給電	—	可搬式窒素供給装置は、可搬式窒素供給装置用発電設備により給電 できる設計とする。	—	
54	原子炉冷却系統施設	低圧炉心スプレイ系	常設代替交流電源設備からの給電(低 圧炉心スプレイ系による低圧注水)	SA	62条	【62条24】	E	電源設備からの給電	—	低圧炉心スプレイ系は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を 復旧し、低圧炉心スプレイポンプによりサプレッションチェンバのプー ル水を原子炉圧力容器へスプレイすることで炉心を冷却できる設計とす る。	—	
55	原子炉冷却系統施設	高圧原子炉代替注水系	MV2B1-4	SA	60条	【60条5】	E	系統構成(人力操作)	—	現場での人力によるHPAC注水弁(MV2B1-4)、タービン蒸気入口弁 (MV221-22)、RCIC HPACタービン蒸気入口弁(MV221-34)、蒸気外側 隔離弁(MV221-21)の操作により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧 対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整 うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。 なお、人力による措置は現場にハンドルを設置することで容易に行える 設計とする。	—	
56	原子炉冷却系統施設	高圧原子炉代替注水系	MV221-21	SA	60条	【60条5】	E	系統構成(人力操作)	—	現場での人力によるHPAC注水弁(MV2B1-4)、タービン蒸気入口弁 (MV221-22)、RCIC HPACタービン蒸気入口弁(MV221-34)、蒸気外側 隔離弁(MV221-21)の操作により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧 対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整 うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。 なお、人力による措置は現場にハンドルを設置することで容易に行える 設計とする。	—	
57	原子炉冷却系統施設	高圧原子炉代替注水系	MV221-22	SA	60条	【60条5】	E	系統構成(人力操作)	—	現場での人力によるHPAC注水弁(MV2B1-4)、タービン蒸気入口弁 (MV221-22)、RCIC HPACタービン蒸気入口弁(MV221-34)、蒸気外側 隔離弁(MV221-21)の操作により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧 対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整 うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。 なお、人力による措置は現場にハンドルを設置することで容易に行える 設計とする。	—	
58	原子炉冷却系統施設	高圧原子炉代替注水系	MV221-34	SA	60条	【60条5】	E	系統構成(人力操作)	—	同上	—	
59	原子炉冷却系統施設	高圧原子炉代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(高 圧原子炉代替注水系による原子炉の冷 却)	SA	60条	【60条4】	E	電源設備からの給電	—	高圧原子炉代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流 電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備からの給 電が可能な設計とし、中央制御室からの操作が可能な設計とする。	—	
60	原子炉冷却系統施設	高圧原子炉代替注水系	可搬型代替交流電源設備からの給電 (高圧原子炉代替注水系による原子炉の 冷却)	SA	60条	【60条4】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
61	原子炉冷却系統施設	高圧原子炉代替注水系	常設代替直流電源設備からの給電(高 圧原子炉代替注水系による原子炉の冷 却)	SA	60条	【60条4】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
62	原子炉冷却系統施設	高圧原子炉代替注水系	可搬型直流電源設備からの給電(高圧 原子炉代替注水系による原子炉の冷却)	SA	60条	【60条4】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
63	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	MV221-2	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人力操作)	—	原子炉隔離時冷却系は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が機 能喪失した場合においても、現場で復水器冷却水入口弁(MV221-7)、 RCIC真空タンクドレン弁(V221-575)、RCIC真空タンク水位検出配管ド レン弁(V221-577)、RCIC注水弁(MV221-2)、ミニマムフロー弁 (MV221-6)、タービン蒸気入口弁(MV221-22)、蒸気外側隔離弁 (MV221-21)を人力操作することにより起動し、蒸気タービン駆動ポン プによりサプレッションチェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水す ることで原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧 力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発 電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は現 場にハンドルを設置することで容易に行える設計とする。	—	
64	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	MV221-6	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人力操作)	—	同上	—	
65	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	MV221-7	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人力操作)	—	同上	—	
66	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	MV221-21	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人力操作)	—	同上	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
67	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	MV221-22	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人力操作)	—	同上	—	
68	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	V221-575	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人力操作)	—	同上	—	
69	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	V221-577	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人力操作)	—	同上	—	
70	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却)	SA	60条	【60条8】	E	電源設備からの給電	—	全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継続に必要な直流電源を所内常設蓄電式直流電源設備により給電している場合は、所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池が枯渇する前に代替交流電源設備及び可搬型直流電源設備により原子炉隔離時冷却系の運転継続に必要な直流電源を確保する設計とする。	—	
71	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却)	SA	60条	【60条8】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
72	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却)	SA	60条	【60条8】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
73	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	可搬型直流電源設備からの給電(原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却)	SA	60条	【60条8】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
74	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	構内監視カメラ(ガスタービン発電機建物屋上)	SA	71条	【71条10】	E	水源の確保	—	構内監視カメラ(ガスタービン発電機建物屋上)は、想定される重大事故等が発生した場合において、中央制御室及び緊急時対策所から輪谷貯水槽(西1)及び輪谷貯水槽(西2)周辺の監視が可能な耐震性を有する設計とする。	—	
75	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	非常用ディーゼル発電設備からの給電(重大事故等収束のための水源)	SA	71条	【71条11】	E	水源の確保	—	構内監視カメラ(ガスタービン発電機建物屋上)は、非常用ディーゼル発電設備、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	
76	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(重大事故等収束のための水源)	SA	71条	【71条11】	E	水源の確保	—	同上	—	
77	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	可搬型代替交流電源設備からの給電(重大事故等収束のための水源)	SA	71条	【71条11】	E	水源の確保	—	同上	—	
78	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(低圧原子炉代替注水系(常設)による原子炉の冷却)	SA	62条	【62条3】 【62条11】	E	電源設備からの給電	—	低圧原子炉代替注水系(常設)は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に使用する電動弁は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	
79	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	可搬型代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(低圧原子炉代替注水系(常設)による原子炉の冷却)	SA	62条	【62条3】 【62条11】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
80	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	非常用ディーゼル発電設備から系統構成に使用する電動弁への給電(低圧原子炉代替注水系(常設)による原子炉の冷却)	SA	62条	【62条3】 【62条11】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
81	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	常設代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(低圧原子炉代替注水系(可搬型)による原子炉の冷却)	SA	62条	【62条6】 【62条14】	E	電源設備からの給電	—	低圧原子炉代替注水系(可搬型)のうち系統構成に使用する電動弁は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	
82	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	可搬型代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(低圧原子炉代替注水系(可搬型)による原子炉の冷却)	SA	62条	【62条6】 【62条14】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
83	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	非常用ディーゼル発電設備から系統構成に使用する電動弁への給電(低圧原子炉代替注水系(可搬型)による原子炉の冷却)	SA	62条	【62条6】 【62条14】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
84	原子炉冷却系統施設	残留熱除去系	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(低圧注水モード)による低圧注水)	SA	62条	【62条18】	E	電源設備からの給電	—	残留熱除去系(低圧注水モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により復旧できる設計とする。	—	
85	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(低圧原子炉代替注水系(常設)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	【62条3】 【62条11】	E	電源設備からの給電	—	低圧原子炉代替注水系(常設)は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に使用する電動弁は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	
86	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	可搬型代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(低圧原子炉代替注水系(常設)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	【62条3】 【62条11】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
87	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	非常用ディーゼル発電設備から系統構成に使用する電動弁への給電(低圧原子炉代替注水系(常設)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	【62条3】 【62条11】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
88	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	常設代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(低圧原子炉代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	【62条6】 【62条14】	E	電源設備からの給電	—	低圧原子炉代替注水系(可搬型)のうち系統構成に使用する電動弁は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	
89	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	可搬型代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(低圧原子炉代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	【62条6】 【62条14】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
90	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	非常用ディーゼル発電設備から系統構成に使用する電動弁への給電(低圧原子炉代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	【62条6】 【62条14】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
91	原子炉冷却系統施設	残留熱除去系 高圧炉心スプレイ系 低圧炉心スプレイ系 高圧原子炉代替注水系 原子炉隔離時冷却系 水の供給設備	原子炉格納容器(サブプレッションチェンバ)	SA	71条	【71条5】	B	水源	容量 個数	サブプレッションチェンバ(容量2800 m3、個数1)は、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である高圧原子炉代替注水系及び残留熱代替除去系並びに重大事故等対処設備(設計基準拡張)である原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系(低圧注水モード)、残留熱除去系(格納容器冷却モード)及び残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード)の水源として使用できる設計とする。	原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
	原子炉冷却系統施設	原子炉補機冷却系(原子炉補機海水系を含む。)	非常用交流電源設備からの給電(原子炉補機冷却系(原子炉補機海水系を含む。))	SA	62,63,64条	【63条32】	E	電源設備からの給電	—	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却系(原子炉補機海水系を含む。)が使用できる場合は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。	—	
	原子炉冷却系統施設	高圧炉心スプレイ補機冷却系(高圧炉心スプレイ補機海水系を含む。)	非常用交流電源設備からの給電(高圧炉心スプレイ補機冷却系(高圧炉心スプレイ補機冷却系を含む。))	SA	63条	【63条49】	E	電源設備からの給電	—	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である高圧炉心スプレイ補機冷却系(高圧炉心スプレイ補機海水系を含む。)が使用できる場合は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。	—	
92	原子炉冷却系統施設	原子炉補機代替冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉補機代替冷却系による除熱)	SA	63条	【63条19】	E	電源設備からの給電	—	移動式代替熱交換設備は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、大型送水ポンプ車は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。	—	
93	原子炉冷却系統施設	原子炉補機代替冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(燃料プール冷却系による燃料プールの除熱)	SA	69条	【69条40】	E	電源設備からの給電	—	移動式代替熱交換設備は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、大型送水ポンプ車は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。	—	
94	原子炉冷却系統施設	原子炉補機代替冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱代替除去系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	【65条8】	E	電源設備からの給電	—	移動式代替熱交換設備は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、大型送水ポンプ車は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。	—	
95	原子炉冷却系統施設	—	原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル	SA	61条	【61条16】	B	原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内の環境改善	設置枚数 開放差圧	インターフェイスシステムLOCA発生時の重大事故等対処設備として使用する原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル(設置枚数2枚、開放差圧6.9kPa以下)(原子炉格納施設)の設備を原子炉冷却系統施設の設備として兼用)は、高圧の原子炉冷却材が原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内へ漏えいして蒸気となり、原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内の圧力が上昇した場合において、外気との差圧により自動的に開放し、原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	原子炉格納施設の兼用

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
96	計測制御系統施設	—	自動減圧起動阻止スイッチ	SA	59.61条	【59条7】 【59条2】 【61条4】	B	自動減圧防止機能	個数	運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生した場合に、自動減圧起動阻止スイッチ2個及び代替自動減圧起動阻止スイッチ1個を作動させることで発電用原子炉の自動による減圧を防止できる設計とする。 原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動すると、高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系から大量の冷水が注水され出力の急激な上昇につながるため、自動減圧起動阻止スイッチ及び代替自動減圧起動阻止スイッチを中央制御室の同じ盤に設け、自動減圧起動阻止スイッチにより自動減圧系による自動減圧を阻止し、代替自動減圧起動阻止スイッチにより代替自動減圧ロジック(代替自動減圧機能)による自動減圧を阻止できる設計とする。	発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書	
97	計測制御系統施設	—	代替自動減圧起動阻止スイッチ	SA	59.61条	【59条7】 【59条2】 【61条4】	B	自動減圧防止機能	個数	同上	発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
98	計測制御系統施設	—	無線通信設備(固定型)(「1号機設備, 1, 2, 3号機共用」)	DB/SA	15,46,47,74, 76,77条	【15条25】 【46条6】 【47条8】 【74条11】 【76条24】 【77条1】	E	通信連絡機能	—	<p>通信連絡設備のうち、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線通信設備(固定型)、無線通信設備(携帯型)及び専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))は、1号機、2号機及び3号機で共用とするが、共用対象号機内で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設備とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。</p> <p>警報装置として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)並びに多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)(「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))、無線通信設備(固定型)(「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))、衛星電話設備(固定型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))、有線式通信設備(有線式通信機)、無線通信設備(携帯型)(「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(携帯型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるため、以下の設備を設置する。 中央制御室待避室に待避した運転員が、緊急時対策所と通信連絡を行うため、必要な数量の無線通信設備(固定型)(「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(固定型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))を設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び無線通信設備(固定型)(「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の有線式通信設備(有線式通信機)を中央制御室近傍の廃棄物処理建物内に保管する設計とする。</p>	—	
99	計測制御系統施設	—	無線通信設備(携帯型)(「1号機設備, 1, 2, 3号機共用」)	DB/SA	15,46,47,76, 77条	【15条25】 【46条6】 【47条8】 【76条24】 【77条1】	E	通信連絡機能	—	<p>通信連絡設備のうち、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線通信設備(固定型)、無線通信設備(携帯型)及び専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))は、1号機、2号機及び3号機で共用とするが、共用対象号機内で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設備とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。</p> <p>警報装置として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)並びに多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)(「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))、無線通信設備(固定型)(「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))、衛星電話設備(固定型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))、有線式通信設備(有線式通信機)、無線通信設備(携帯型)(「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(携帯型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び無線通信設備(固定型)(「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の有線式通信設備(有線式通信機)を中央制御室近傍の廃棄物処理建物内に保管する設計とする。また、必要な数量の衛星電話設備(携帯型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び無線通信設備(携帯型)(「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))は、緊急時対策所内に保管する設計とする。 なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p>	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
100	計測制御系統施設	—	衛星電話設備(固定型)(「1, 2, 3号機 共用」)	DB/SA	15,46,47,74, 76,77条	【15条25】 【46条6】 【47条8】 【47条11】 【74条11】 【76条24】 【77条1】 【77条12】	E	通信連絡機能	—	<p>通信連絡設備のうち、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線通信設備(固定型)、無線通信設備(携帯型)及び専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))は、1号機、2号機及び3号機で共用とするが、共用対象号機内で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設備とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。</p> <p>警報装置として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)並びに多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)(「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))、無線通信設備(固定型)(「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))、衛星電話設備(固定型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))、有線式通信設備(有線式通信機)、無線通信設備(携帯型)(「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(携帯型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)(「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))、テレビ会議システム(社内向)、専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))、衛星電話設備(社内向)(衛星テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるため、以下の設備を設置する。中央制御室待避室に待避した運転員が、緊急時対策所と通信連絡を行うため、必要な数量の無線通信設備(固定型)(「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(固定型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))を設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び無線通信設備(固定型)(「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の有線式通信設備(有線式通信機)を中央制御室近傍の廃棄物処理建物内に保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所外)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所外)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。</p>	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
101	計測制御系統施設	—	衛星電話設備(携帯型)「1, 2, 3号機 共用」	DB/SA	15,46,47,76, 77条	【15条25】 【46条6】 【47条8】 【47条11】 【76条24】 【77条1】 【77条12】	E	通信連絡機能	—	<p>通信連絡設備のうち、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線通信設備(固定型)、無線通信設備(携帯型)及び専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))は、1号機、2号機及び3号機で共用とするが、共用対象号機内で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設備とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。</p> <p>警報装置として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)並びに多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。)、無線通信設備(固定型)「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。)、衛星電話設備(固定型)「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。)、有線式通信設備(有線式通信機)、無線通信設備(携帯型)「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(携帯型)「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。)、テレビ会議システム(社内向)、専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。)、衛星電話設備(社内向)(衛星テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要場所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び無線通信設備(固定型)「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の有線式通信設備(有線式通信機)を中央制御室近傍の廃棄物処理建物内に保管する設計とする。また、必要な数量の衛星電話設備(携帯型)「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び無線通信設備(携帯型)「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))は、緊急時対策所内に保管する設計とする。 なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所外)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要場所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所外)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型重大事故等対処設備については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p>	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
102	計測制御系統施設	—	電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)(「1号機設備、1、2、3号機共用」)	DB	15.46.47条	【15条25】 【46条6】 【47条8】 【47条11】	E	通信連絡機能	—	<p>通信連絡設備のうち、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線通信設備(固定型)、無線通信設備(携帯型)及び専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))は、1号機、2号機及び3号機で共用とするが、共用対象号機内で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設備とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。</p> <p>警報装置として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)並びに多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))、無線通信設備(固定型)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))、衛星電話設備(固定型)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))、有線式通信設備(有線式通信機)、無線通信設備(携帯型)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(携帯型)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))、テレビ会議システム(社内向)、専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))、衛星電話設備(社内向)(衛星テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。</p>	—	
103	計測制御系統施設	—	局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)(「1号機設備、1、2、3号機共用」)	DB	15.46.47条	【15条25】 【46条6】 【47条11】	E	通信連絡機能	—	<p>通信連絡設備のうち、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線通信設備(固定型)、無線通信設備(携帯型)及び専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))は、1号機、2号機及び3号機で共用とするが、共用対象号機内で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設備とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))、テレビ会議システム(社内向)、専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))、衛星電話設備(社内向)(衛星テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。</p>	—	
104	計測制御系統施設	—	専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))(「1、2、3号機共用」)	DB	15.46.47条	【15条25】 【46条6】 【47条11】	E	通信連絡機能	—	同上	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
105	計測制御系統施設	—	衛星電話設備(社内向)(衛星テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機)	DB	46.47条	【46条6】 【47条11】	E	通信連絡機能	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))、テレビ会議システム(社内向)、専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))、衛星電話設備(社内向)(衛星テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。	—	
106	計測制御系統施設	—	所内通信連絡設備(警報装置を含む。)	DB	46.47条	【46条6】 【47条8】	E	通信連絡機能	—	警報装置として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)並びに多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))、無線通信設備(固定型)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))、衛星電話設備(固定型)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))、有線式通信設備(有線式通信機)、無線通信設備(携帯型)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(携帯型)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。	—	
107	計測制御系統施設	—	テレビ会議システム(社内向)	DB	46.47条	【46条6】 【47条11】	E	通信連絡機能	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))、テレビ会議システム(社内向)、専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))、衛星電話設備(社内向)(衛星テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。	—	
108	計測制御系統施設	—	電力保安通信用回線(有線系、無線系回線)	DB	46.47条	【46条6】 【47条13】	E	通信連絡機能	—	通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の通信回線に接続する。電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、テレビ会議システム(社内向)、専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))、衛星電話設備(社内向)(衛星テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)及びデータ伝送設備は、専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。また、これらの専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。	—	
109	計測制御系統施設	—	通信事業者回線(有線系、衛星系回線)	DB	46.47条	【46条6】 【47条13】	E	通信連絡機能	—	同上	—	
110	計測制御系統施設	—	安全パラメータ表示システム(SPDS)(「1、2、3号機共用」、SPDSデータ収集サーバは1、2号機共用)	DB/SA	46.47.73.76.77条	【46条4】 【47条9】 【73条16】 【76条23】 【77条2】	E	監視機能	—	また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)(「1、2、3号機共用」、SPDSデータ収集サーバは1、2号機共用(以下同じ。))を一式設置する設計とする。 重大事故等の対応に必要なパラメータは、安全パラメータ表示システム(SPDS)(「1、2、3号機共用」、SPDSデータ収集サーバは1、2号機共用(以下同じ。))のうちSPDS伝送サーバにて電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票が出力できる設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。 緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として安全パラメータ表示システム(SPDS)(「1、2、3号機共用」、SPDSデータ収集サーバは1、2号機共用(以下同じ。))のうちSPDSデータ収集サーバを、廃棄物処理建物内に一式設置し、SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所内にそれぞれ一式設置する設計とする。	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
111	計測制御系統施設	—	統合原子力防災ネットワークに接続する 通信連絡設備(テレビ会議システム、IP —電話機及びIP-FAX)(「1、2、3号機 共用」)	DB/SA	46,47,76,77 条	【46条6】 【47条11】 【76条24】 【77条12】	E	通信連絡機能	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生 した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員 に指示を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び発電所外関 係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設 計とする。 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公 共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音 声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数 量の電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、局 線加入電話設備(固定電話機及びFAX)(「1号機設備、1、2、3号機共 用」(以下同じ。))、テレビ会議システム(社内向)、専用電話設備(専用 電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))(「1、2、3号機共用」(以 下同じ。))、衛星電話設備(社内向)(衛星テレビ会議システム(社内向) 及び衛星社内電話機)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯 型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ 会議システム、IP—電話機及びIP-FAX)(「1、2、3号機共用」(以下 同じ。))を設置又は保管する設計とする。 緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内 外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡を する必要がある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発 電所外)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外) の必要な場所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所外)と して、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及 び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議シ ステム、IP—電話機及びIP-FAX)(「1、2、3号機共用」(以下同 じ。))を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。	—	
112	計測制御系統施設	—	非常用内電源又は無停電電源 非常用ディーゼル発電設備又は無停電 電源装置(充電器等を含む。)	DB	47条	【47条10】 【47条14】	E	電源設備からの給電	—	警報装置、通信連絡設備(発電所内)及び安全パラメータ表示システム (SPDS)については、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置 (充電器等を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作 可能な設計とする。 通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備については、非常用 ディーゼル発電設備又は無停電電源装置(充電器等を含む。)に接続 し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	—	
113	計測制御系統施設	—	有線式通信設備(有線式通信機)	DB/SA	47,77条	【47条8】 【77条1】	E	通信連絡機能	—	警報装置として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。) 並びに多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量 の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末及びFAX)(「1号機設備、1、2、3号機共用」 (以下同じ。))、無線通信設備(固定型)(「1号機設備、1、2、3号機共 用」(以下同じ。))、衛星電話設備(固定型)(「1、2、3号機共用」(以 下同じ。))、有線式通信設備(有線式通信機)、無線通信設備(携帯型) (「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(携 帯型)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とす る。 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要 のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及 び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共 有するために必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の衛 星電話設備(固定型)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))及び無線通信 設備(固定型)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))を中央制 御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の有線式通信設備(有 線式通信機)を中央制御室近傍の廃棄物処理建物内に保管する設計と する。	—	
114	計測制御系統施設	—	データ伝送設備(「1、2、3号機共用」)	DB/SA	47,77条	【47条12】 【77条13】	E	監視機能	—	また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ 必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備(「1、2、3号機 共用」(以下同じ。))を一式設置する設計とする。 重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時 対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できる設備として、 SPDS伝送サーバで構成するデータ伝送設備(「1、2、3号機共用」(以 下同じ。))を緊急時対策所内に一式設置する設計とする。	—	
115	計測制御系統施設	—	格納容器ガスサンプリング装置(格納容 器水素濃度(SA)及び格納容器酸素濃 度(SA))	SA	67,73条	【67条27】 【73条5】	C	原子炉格納容器内の水素濃 度及び酸素濃度の監視	個数 吐出圧力 容量	格納容器水素濃度(SA)及び格納容器酸素濃度(SA)は、格納容器ガ スサンプリング装置(格納容器水素濃度(SA)及び格納容器酸素濃 度(SA))(圧縮機(個数1、吐出圧力0.86MPa以上、容量12.4ℓ/min以上)、 冷却器(個数1、容量15.4kJ/h以上)、窒素ポンプ(個数2(予備2)))によ り原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建物原子炉棟(二次格納施 設)内へ導き、検出器で測定することで、原子炉格納容器内の水素濃度 及び酸素濃度を中央制御室(「1、2号機共用」(以下同じ。))より監視で きる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別 添)	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
116	計測制御系統施設	—	格納容器ガスサンプリング装置(格納容器水素濃度(B系)及び格納容器酸素濃度(B系))	SA	67.73条	【67条29】 【73条4】	C	原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視	個数 吐出圧力 容量 伝熱面積	格納容器水素濃度(B系)及び格納容器酸素濃度(B系)は、格納容器ガスサンプリング装置(格納容器水素濃度(B系)及び格納容器酸素濃度(B系))(サンプリングポンプ(個数1,吐出圧力0.66MPa以上,容量10/min/個以上),冷却器(個数2,伝熱面積0.22m ² /個以上))により原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内へ導き、検出器で測定することで、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
117	計測制御系統施設	—	第1ベントフィルタ出口水素濃度	SA	67.73条	【73条3】 【67条15】	B	第1ベントフィルタ出口水素濃度の監視	個数 計測範囲	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対策設備の他、原子炉圧力容器温度(SA)(個数2,計測範囲0~500℃),スクラバ容器水位(個数8,計測範囲[]mm),スクラバ容器圧力(個数4,計測範囲0~1MPa),スクラバ容器温度(個数4,計測範囲0~300℃),第1ベントフィルタ出口水素濃度(個数1(予備1),計測範囲0~20vol%/0~100vol%),残留熱除去系熱交換器冷却水流量(個数2,計測範囲0~1500m ³ /h),低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力(個数2,計測範囲0~4MPa),原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力(個数1,計測範囲0~10MPa),高圧炉心スプレイポンプ出口圧力(個数1,計測範囲0~12MPa),残留熱代替除去ポンプ出口圧力(個数2,計測範囲0~3MPa),静的触媒式水素処理装置入口温度(個数2,計測範囲0~100℃),静的触媒式水素処理装置出口温度(個数2,計測範囲0~400℃)とする。 格納容器フィルタベント系の排出経路における水素濃度を測定し、監視できるよう、第1ベントフィルタ出口配管に第1ベントフィルタ出口水素濃度(個数1(予備1),計測範囲0~20vol%/0~100vol%)を設ける設計とする。	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
118	計測制御系統施設	—	スクラバ容器水位	SA	73条	【73条3】	B	スクラバ容器水位の監視	個数 計測範囲	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対策設備の他、原子炉圧力容器温度(SA)(個数2,計測範囲0~500℃),スクラバ容器水位(個数8,計測範囲[]mm),スクラバ容器圧力(個数4,計測範囲0~1MPa),スクラバ容器温度(個数4,計測範囲0~300℃),第1ベントフィルタ出口水素濃度(個数1(予備1),計測範囲0~20vol%/0~100vol%),残留熱除去系熱交換器冷却水流量(個数2,計測範囲0~1500m ³ /h),低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力(個数2,計測範囲0~4MPa),原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力(個数1,計測範囲0~10MPa),高圧炉心スプレイポンプ出口圧力(個数1,計測範囲0~12MPa),残留熱代替除去ポンプ出口圧力(個数2,計測範囲0~3MPa),静的触媒式水素処理装置入口温度(個数2,計測範囲0~100℃),静的触媒式水素処理装置出口温度(個数2,計測範囲0~400℃)とする。	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
119	計測制御系統施設	—	スクラバ容器圧力	SA	73条	【73条3】	B	スクラバ容器圧力の監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
120	計測制御系統施設	—	スクラバ容器温度	SA	73条	【73条3】	B	スクラバ容器温度の監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
121	計測制御系統施設	—	残留熱除去系熱交換器冷却水流量	SA	73条	【73条3】	B	残留熱除去系熱交換器冷却水流量の監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
122	計測制御系統施設	—	低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力	SA	73条	【73条3】	B	低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力の監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
123	計測制御系統施設	—	原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力	SA	73条	【73条3】	B	原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力の監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
124	計測制御系統施設	—	高圧炉心スプレイポンプ出口圧力	SA	73条	【73条3】	B	高圧炉心スプレイポンプ出口圧力の監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
125	計測制御系統施設	—	残留熱代替除去ポンプ出口圧力	SA	73条	【73条3】	B	残留熱代替除去ポンプ出口圧力の監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
126	計測制御系統施設	—	原子炉圧力容器温度(SA)	SA	73条	【73条3】	B	原子炉圧力容器温度の監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
127	計測制御系統施設	—	静的触媒式水素処理装置入口温度	SA	68,73条	【68条3】 【73条3】	B	静的触媒式水素処理装置の 作動状態監視	検出器の種類 個数 計測範囲	静的触媒式水素処理装置入口温度(個数2, 計測範囲0~100°C, 検出器種類 熱電対)及び静的触媒式水素処理装置出口温度(個数2, 計測範囲0~400°C, 検出器種類 熱電対)は、静的触媒式水素処理装置の入口側及び出口側の温度により静的触媒式水素処理装置の作動状態を中央制御室から監視できる設計とし、重大事故等時において測定可能なよう耐環境性を有した熱電対を使用する。 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他、原子炉圧力容器温度(SA)(個数2, 計測範囲0~500°C)、スクラバ容器水位(個数8, 計測範囲 []mm)、スクラバ容器圧力(個数4, 計測範囲0~1MPa)、スクラバ容器温度(個数4, 計測範囲0~300°C)、第1ベントフィルタ出口水素濃度(個数1(予備1), 計測範囲0~20vol%/0~100vol%)、残留熱除去系熱交換器冷却水流量(個数2, 計測範囲0~1500m ³ /h)、低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力(個数2, 計測範囲0~4MPa)、原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力(個数1, 計測範囲0~10MPa)、高圧炉心スプレイポンプ出口圧力(個数1, 計測範囲0~12MPa)、残留熱代替除去ポンプ出口圧力(個数2, 計測範囲0~3MPa)、静的触媒式水素処理装置入口温度(個数2, 計測範囲0~100°C)、静的触媒式水素処理装置出口温度(個数2, 計測範囲0~400°C)とする。	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
128	計測制御系統施設	—	静的触媒式水素処理装置出口温度	SA	68,73条	【68条3】 【73条3】	B	静的触媒式水素処理装置の 作動状態監視	検出器の種類 個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
129	計測制御系統施設	—	可搬型計測器	SA	73条	【73条12】 【73条13】 【73条14】	B	可搬型計測器による温度、 圧力、水位、注水量の計測・ 監視	個数	また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置のうち特に重要なパラメータとして、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、乾電池を電源とした可搬型計測器(原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、流量(注水量)等の計測用として測定時の故障を想定した予備1個含む1セット30個(予備30個))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備で兼用(以下同じ。))により計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。 なお、可搬型計測器による計測においては、計測対象の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なチャンネルを選定し計測又は監視するものとする。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視するものとする。	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	主登録設備
130	計測制御系統施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出)	SA	67条	【67条17】	E	電源設備からの給電	—	第1ベントフィルタ出口水素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	
131	計測制御系統施設	—	可搬型代替交流電源設備からの給電(格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出)	SA	67条	【67条17】	E	電源設備からの給電	—	第1ベントフィルタ出口水素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	
132	計測制御系統施設	—	可搬型代替交流電源設備からの給電(水素濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	【67条28】	E	電源設備からの給電	—	格納容器水素濃度(SA)及び格納容器酸素濃度(SA)は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	
133	計測制御系統施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(水素濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	【67条28】 【67条30】	E	電源設備からの給電	—	格納容器水素濃度(SA)及び格納容器酸素濃度(SA)は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。 格納容器水素濃度(B系)及び格納容器酸素濃度(B系)は、常設代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	
134	計測制御系統施設	—	常設代替直流電源設備からの給電(静的触媒式水素処理装置による水素濃度抑制)	SA	68条	【68条4】	E	電源設備からの給電	—	静的触媒式水素処理装置入口温度及び静的触媒式水素処理装置出口温度は、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	
135	計測制御系統施設	—	可搬型直流電源設備からの給電(静的触媒式水素処理装置による水素濃度抑制)	SA	68条	【68条4】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
136	計測制御系統施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉建物内の水素濃度監視)	SA	68条	【68条6】	E	電源設備からの給電	—	原子炉建物水素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	
137	計測制御系統施設	—	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉建物内の水素濃度監視)	SA	68条	【68条6】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
138	計測制御系統施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	—	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備を使用できる設計とする。	—	
139	計測制御系統施設	—	可搬型代替交流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
140	計測制御系統施設	—	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
141	計測制御系統施設	—	常設代替直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
142	計測制御系統施設	—	可搬型直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
	計測制御系統施設	—	緊急時対策所電源からの給電(通信連絡(緊急時対策所))	SA	76条	【76条26】 【77条6】 【77条10】	E	電源設備からの給電	—	緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。なお、緊急時対策所用発電機は、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。 緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線通信設備(固定型)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。	—	
143	計測制御系統施設	—	非常用ディーゼル発電設備からの給電(発電所内の通信連絡)	SA	77条	【77条5】 【77条6】 【77条9】 【77条10】	E	電源設備からの給電	—	中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線通信設備(固定型)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線通信設備(固定型)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDSデータ収集サーバは、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。	—	
144	計測制御系統施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(発電所内の通信連絡)	SA	77条	【77条5】 【77条9】	E	電源設備からの給電	—	中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線通信設備(固定型)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDSデータ収集サーバは、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
145	計測制御系統施設	—	可搬型代替交流電源設備からの給電 (発電所内の通信連絡)	SA	77条	【77条5】 【77条9】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
146	計測制御系統施設	—	緊急時対策所用発電機からの給電(発電所内の通信連絡)	SA	77条	【77条6】 【77条10】	E	電源設備からの給電	—	緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線通信設備(固定型)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。	—	
147	計測制御系統施設	—	非常用ディーゼル発電設備からの給電 (発電所外の通信連絡)	SA	77条	【77条17】 【77条18】	E	電源設備からの給電	—	緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。 データ伝送設備は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。	—	
148	計測制御系統施設	—	緊急時対策所用発電機からの給電(発電所外の通信連絡)	SA	77条	【77条17】 【77条18】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
149	放射線管理施設	中央制御室空調換気系	MV264-1	SA	74条	【74条7】	E	系統構成(人力操作)	—	炉心の著しい損傷後に格納容器フィルタベント系を起動させる場合に放出されるブルーム通過時において、中央制御室空調換気系は中央制御室外気取入調節弁(MV264-1)を閉操作することで、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用再循環処理装置フィルタを通る系統隔離運転モードとすることにより、中央制御室ハウダリを外気から隔離可能な設計とする。	—	
150	放射線管理施設	中央制御室空調換気系	CV264-17	SA	74条	【38条21】	E	系統構成(人力操作)	—	中央制御室空調換気系は、通常のラインの他、粒子用高効率フィルタ及びチャコールフィルタを内蔵した中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ並びに中央制御室非常用再循環送風機からなる非常用ラインを設け、設計基準事故時には、中央制御室空調換気系の給気隔離弁及び排気隔離弁を閉とすることにより外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用再循環処理装置フィルタを通る系統隔離運転モードとし、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができ、運転員を放射線被ばくから防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室非常用再循環処理装置フィルタで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。	—	
151	放射線管理施設	中央制御室空調換気系	CV264-18	SA	74条	【38条21】	E	系統構成(人力操作)	—	同上	—	
152	放射線管理施設	中央制御室空調換気系	AV264-6	SA	74条	【38条21】	E	系統構成(人力操作)	—	同上	—	
153	放射線管理施設	中央制御室空調換気系	AV264-5	SA	74条	【38条21】	E	系統構成(人力操作)	—	同上	—	
154	放射線管理施設	中央制御室空調換気系	非常用交流電源設備(非常用ディーゼル発電設備)からの給電(中央制御室空調換気系)	SA	74条	【74条6】	E	電源設備からの給電	—	中央制御室送風機及び中央制御室非常用再循環送風機は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	
155	放射線管理施設	中央制御室空調換気系	常設代替交流電源設備からの給電(中央制御室空調換気系)	SA	74条	【74条6】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
156	放射線管理施設	中央制御室空調換気系	可搬型代替交流電源設備からの給電(中央制御室空調換気系)	SA	74条	【74条6】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
157	放射線管理施設	—	移動式周辺モニタリング設備	DB	—	【34条6】	E	放射線量の監視	—	発電所外へ放出する放射性物質の濃度、周辺監視区域境界付近の空間線量率等を監視するために、プロセスモニタリング設備、固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備を設ける設計とする。また、風向、風速その他の気象条件を測定するため、環境測定装置を設ける設計とする。	—	
158	放射線管理施設	—	気象観測設備(「1号機設備、1,2,3号機共用」)	DB	—	【34条37】	E	気象の監視	—	放射性気体廃棄物の放出管理、発電所周辺の一般公衆の線量評価、一般気象データ収集及び発電用原子炉施設の外部の状況を把握するための気象観測設備(「1号機設備、1,2,3号機共用」(以下同じ。))を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、発電所敷地内における風向及び風速の計測結果を記録し、及び保存することができる設計とする。	—	

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
159	放射線管理施設	—	非常用電源からの給電 (燃料取扱場所の放射線量)	DB	34条	【34条25】 【34条26】	E	電源設備からの給電	—	エリアモニタリング設備のうち、原子炉建物放射線モニタ(燃料取替階エリア)は、外部電源が使用できない場合においても非常用ディーゼル発電設備からの電源供給により、線量当量率を計測することができる設計とする。 プロセスモニタリング設備のうち、燃料取替階放射線モニタは、外部電源が使用できない場合においても非常用ディーゼル発電設備からの電源供給により、線量当量率を計測することができる設計とする。	—	
160	放射線管理施設	—	モニタリングポスト(データ伝送系(有線))	DB	34.47条	【34条31】	E	データ伝送機能	—	モニタリングポストで計測したデータの伝送系は、モニタリングポスト設置場所から中央制御室及び中央制御室から緊急時対策所間において有線系回線又は無線系回線により多様性を有する設計とする。	—	
161	放射線管理施設	—	モニタリングポスト(データ伝送系(無線))	DB	34.47条	【34条31】	E	データ伝送機能	—	同上	—	
162	放射線管理施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(モニタリングポスト)	SA	75条	【75条14】	E	電源設備からの給電	—	モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合には、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。	—	
163	放射線管理施設	—	モニタリングポスト専用の無停電電源装置及び非常用発電機	DB	34.47条	【34条29】	E	電源設備からの給電	—	モニタリングポストは、外部電源が使用できない場合においても、非常用ディーゼル発電設備により、空間線量率を計測することができる設計とする。さらに、モニタリングポストは、モニタリングポスト用無停電電源装置(1号機設備、1、2、3号機共用)及びモニタリングポスト用発電機(1号機設備、1、2、3号機共用)を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。	—	
164	放射線管理施設	—	可搬式ダスト・よう素サンブラ	SA	75条	【75条8】	B	放射性物質の濃度監視	個数	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として使用するNaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、 α ・ β 線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータを設け、測定結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、可搬式ダスト・よう素サンブラ(個数2(予備1))及び小型船舶(個数1(予備1))(原子炉格納施設の設備及び核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備と兼用)を保管する設計とする。 放射能観測車のダスト・よう素サンブラ、よう素モニタ又はダストモニタが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として使用する可搬式ダスト・よう素サンブラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータを設け、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中)を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。	管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	
165	放射線管理施設	—	小型船舶	SA	75条	【75条3】	C	海上での放射線量監視	個数	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として使用するNaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、 α ・ β 線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータを設け、測定結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、可搬式ダスト・よう素サンブラ(個数2(予備1))及び小型船舶(個数1(予備1))(原子炉格納施設の設備及び核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備と兼用)を保管する設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	主登録設備
166	放射線管理施設	—	可搬式気象観測装置	SA	75条	【75条10】	B	気象の監視	個数	重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、可搬式気象観測装置(個数1(予備1))を設ける設計とする。	環境測定装置の取付箇所を明示した図面(その1)	
167	放射線管理施設	—	データ表示装置(可搬式モニタリングポスト用)	SA	75条	【75条6】	E	放射線量の監視	—	可搬式モニタリングポストは、モニタリングポストを代替し得る十分な個数を保管する設計とする。また、指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所でデータ表示装置(可搬式モニタリングポスト用)にて監視できる設計とする。	—	
168	放射線管理施設	—	データ表示装置(可搬式気象観測装置用)	SA	75条	【75条12】	E	気象の監視	—	可搬式気象観測装置の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所でデータ表示装置(可搬式気象観測装置用)にて監視できる設計とする。	—	
	放射線管理施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(モニタリングポスト)	SA	75条	【34条30】	E	電源設備からの給電	—	モニタリングポストは、外部電源が使用できない場合においても、非常用ディーゼル発電設備により、空間線量率を計測することができる設計とする。さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置及びモニタリングポスト用発電機(1号機設備、1、2、3号機共用)を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とし、重大事故等が発生した場合には、非常用所内電源に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
169	放射線管理施設	—	常設代替直流電源設備からの給電(格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出)	SA	67条	【67条18】	E	電源設備からの給電	—	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ(低レンジ)及び第1ベントフィルタ出口放射線モニタ(高レンジ)は、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	
170	放射線管理施設	—	可搬型直流電源設備からの給電(格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出)	SA	67条	【67条18】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
171	放射線管理施設	—	常設代替直流電源設備からの給電(燃料プールの監視)	SA	69条	【69条35】	E	電源設備からの給電	—	燃料プールエリア放射線モニタ(低レンジ)(SA)及び燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ)(SA)は、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	
172	放射線管理施設	—	可搬型直流電源設備からの給電(燃料プールの監視)	SA	69条	【69条35】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
173	放射線管理施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	—	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備を使用できる設計とする。	—	
174	放射線管理施設	—	可搬型代替交流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
175	放射線管理施設	—	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
176	放射線管理施設	—	常設代替直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
177	放射線管理施設	—	可搬型直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
178	放射線管理施設	—	差圧計	SA	76条	【76条12】	B	居住性の確保	個数 計測範囲	緊急時対策所換気空調系の設備として、緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ポンベ加圧設備(空気ポンベ)及び差圧計を設置及び保管する設計とする。	緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	主登録設備
179	放射線管理施設	—	チェンジングエリア用照明	SA	74条	【74条21】	B	居住性の確保	個数	重大事故等時に、身体サーベイ、作業服の着替え等に必要な照度の確保は、チェンジングエリア用照明(個数2(予備1))によりできる設計とする。	非常用照明に関する説明書	
180	原子炉格納施設	—	第1ベントフィルタ格納槽遮蔽	SA	65条	【65条25】	E	作業員の被ばく低減	—	格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器等は、第1ベントフィルタ格納槽内に設置し、格納容器フィルタベント系使用後に高線量となる第1ベントフィルタスクラバ容器等の周囲には遮蔽体(第1ベントフィルタ格納槽遮蔽、配管遮蔽)を設け、格納容器フィルタベント系の使用時に本系統内に蓄積される放射性物質から放出される放射線から作業員を防護する設計とする。	—	
181	原子炉格納施設	—	配管遮蔽	SA	65条	【65条25】	E	作業員の被ばく低減	—	格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器等は、第1ベントフィルタ格納槽内に設置し、格納容器フィルタベント系使用後に高線量となる第1ベントフィルタスクラバ容器等の周囲には遮蔽体(第1ベントフィルタ格納槽遮蔽、配管遮蔽)を設け、格納容器フィルタベント系の使用時に本系統内に蓄積される放射性物質から放出される放射線から作業員を防護する設計とする。	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
182	原子炉格納施設	・残留熱代替除去系 ・原子炉格納容器スプレイ設備(残留熱除去系(格納容器冷却モード)) ・原子炉格納容器スプレイ設備(残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード)) ・高圧原子炉代替注水系	原子炉格納容器(サブプレッションチェンバ)	SA	71条	【71条5】	B	水源	容量 個数	サブプレッションチェンバ(容量2800 m3、個数1)は、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である高圧原子炉代替注水系及び残留熱代替除去系並びに重大事故等対処設備(設計基準拡張)である原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系(低圧注水モード)、残留熱除去系(格納容器冷却モード)及び残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード)の水源として使用できる設計とする。	原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	主登録設備
183	原子炉格納施設	—	格納容器フィルタベント系(系統設計流量)	SA	67条	【67条11】	B	原子炉格納容器内の可燃性ガスの排出	系統設計流量	原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するための重大事故等対処設備として使用する格納容器フィルタベント系は、第1ベントフィルタスクラバ容器(スクラビング水、金属フィルタ)、第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器(銀ゼオライトフィルタ)、圧力開放板、遠隔手動弁操作機構、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内雰囲気ガスを窒素ガス制御系等を経由して、第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器へ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建物屋上に設ける放出口から排出(系統設計流量9.8kg/s(1Pdにおいて))することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への排出を低減しつつ、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解等により発生する原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出できる設計とする。	原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	原子炉格納施設(圧力逃がし装置)の兼用
184	原子炉格納施設	—	格納容器フィルタベント系(バイパスライン)	SA	67条	【67条14】	E	可燃性ガスの蓄積防止	—	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内雰囲気ガスを排出するために使用する格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる水素ガス及び酸素ガスによる水素爆発を防止するため、可搬式窒素供給装置により、系統内を不活性ガス(窒素ガス)で置換した状態で待機させ、使用後においても不活性ガスで置換できる設計とする。また、排出経路に水素ガス及び酸素ガスが蓄積する可能性のある箇所にはバイパスラインを設け、水素ガス及び酸素ガスを連続して排出できる設計とすることで、系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。	—	原子炉格納施設の兼用
185	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント系	遠隔手動弁操作機構	SA	65条	【67条19】	B	遠隔人力操作	個数	格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作機構(個数5)(原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の圧力逃がし装置の設備を放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の設備として兼用)によって人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。	原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	主登録設備
186	原子炉格納施設	—	原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置	SA	74条	【74条25】	B	原子炉建物原子炉棟の放射性物質の閉じ込め機能維持	個数	炉心の著しい損傷が発生し、非常用ガス処理系を起動する際に、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル(原子炉冷却系統施設の設備、浸水防護施設の設備で兼用)を閉止する必要がある場合には、中央制御室から原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置(個数2)を操作し、容易かつ確実に閉止できる設計とする。また、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は現場においても、人力により操作できる設計とする。	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
187	原子炉格納施設	—	主蒸気管トンネル室ブローアウトパネル	SA	74条	【74条26】	E	原子炉建物原子炉棟の放射性物質の閉じ込め機能維持	—	原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)は、重大事故等時においても、非常用ガス処理系により、内部の負圧を確保することができる設計とする。原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)の気密バウンダリの一部として原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)に設置する主蒸気管トンネル室ブローアウトパネル(浸水防護施設の設備で兼用)は、閉状態の維持が可能な設計とする。	—	主登録設備
188	原子炉格納施設	—	原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル	DB/SA	12.61条	【61条16】	B	原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内の環境改善	設置枚数 開放差圧	インターフェイスシステムLOCA発生時の重大事故等対処設備として使用する原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル(設置枚数2枚、開放差圧6.9kPa以下)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設の設備として兼用)は、高圧の原子炉冷却材が原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内へ漏えいして蒸気となり、原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内の圧力が上昇した場合において、外気との差圧により自動的に開放し、原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	主登録設備
189	原子炉格納施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(ブローアウトパネル閉止装置)	SA	74条	【74条23】	E	電源設備からの給電	—	非常用ガス処理系は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
190	原子炉格納施設	—	可搬型代替交流電源設備からの給電(ブローアウトパネル閉止装置)	SA	74条	[74条23]	E	電源設備からの給電	—	非常用ガス処理系は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	
191	原子炉格納施設	原子炉格納容器スプレイ設備(残留熱除去系(格納容器冷却モード))	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(格納容器冷却モード)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	[64条13] [64条34]	E	電源設備からの給電	—	炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却に用いる設備のうち、残留熱除去系(格納容器冷却モード)が、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却系機能喪失によるサポート系の故障により起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により復旧できる設計とする。 炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系(格納容器冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により復旧できる設計とする。	—	
192	原子炉格納施設	原子炉格納容器スプレイ設備(残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード))	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	[64条20] [64条39]	E	電源設備からの給電	—	炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却に用いる設備のうち、残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード)が、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却系機能喪失によるサポート系の故障により起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により復旧できる設計とする。 炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により復旧できる設計とする。	—	
193	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ系	コリウムシールド	SA	66条	[66条19]	B	溶融炉心の流入抑制	厚さ 材料 個数	コリウムシールドは、溶融炉心が原子炉格納容器下部へと落下した場合において、ドライウェル機器ドレンサンブ及びドライウェル床ドレンサンブへの溶融炉心の流入を抑制し、溶融炉心が原子炉格納容器バウンダリに接触することを防止できる設計とする。コリウムシールドは、寸法が厚さ0.13m以上、材料がジルコニア(ZrO2)、個数が1個の設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
194	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ系	常設代替交流電源設備からの給電(格納容器代替スプレイ系(常設)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	[64条3] [64条28]	E	電源設備からの給電	—	格納容器代替スプレイ系(常設)は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に使用する電動弁は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	
195	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ系	常設代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(格納容器代替スプレイ系(常設)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	[64条3] [64条28]	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
196	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ系	可搬型代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(格納容器代替スプレイ系(常設)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	[64条3] [64条28]	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
197	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ系	非常用ディーゼル発電設備から系統構成に使用する電動弁への給電(格納容器代替スプレイ系(常設)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	[64条3] [64条28]	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
198	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ系	常設代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(格納容器代替スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	[64条7] [64条30]	E	電源設備からの給電	—	格納容器代替スプレイ系(可搬型)のうち系統構成に使用する電動弁は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、大量送水車は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。	—	
199	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ系	可搬型代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(格納容器代替スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	[64条7] [64条30]	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
200	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ系	非常用ディーゼル発電設備から系統構成に使用する電動弁への給電(格納容器代替スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	[64条7] [64条30]	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
201	原子炉格納施設	ベDESTAL代替注水系	コリウムシールド	SA	66条	[66条6] [66条13]	B	溶融炉心の流入抑制	厚さ 材料 個数	コリウムシールドは、溶融炉心が原子炉格納容器下部へと落下した場合において、ドライウェル機器ドレンサンブ及びドライウェル床ドレンサンブへの溶融炉心の流入を抑制し、溶融炉心が原子炉格納容器バウンダリに接触することを防止できる設計とする。コリウムシールドは、寸法が厚さ0.13m以上、材料がジルコニア(ZrO2)、個数が1個の設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
202	原子炉格納施設	ベデスタル代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(ベデスタル代替注水系(常設)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	【66条4】	E	電源設備からの給電	—	ベデスタル代替注水系(常設)は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に使用する電動弁は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	
203	原子炉格納施設	ベデスタル代替注水系	可搬型代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(ベデスタル代替注水系(常設)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	【66条4】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
204	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ系	常設代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(格納容器代替スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	【66条17】	E	電源設備からの給電	—	格納容器代替スプレイ系(可搬型)のうち系統構成に使用する電動弁は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、大量送水車は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。	—	
205	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ系	可搬型代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(格納容器代替スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	【66条17】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
206	原子炉格納施設	ベデスタル代替注水系	常設代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(ベデスタル代替注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	【66条10】	E	電源設備からの給電	—	ベデスタル代替注水系(可搬型)のうち系統構成に使用する電動弁は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、大量送水車は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。	—	
207	原子炉格納施設	ベデスタル代替注水系	可搬型代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(ベデスタル代替注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	【66条10】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
208	原子炉格納施設	残留熱代替除去系	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱代替除去系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	【65条4】	E	電源設備からの給電	—	残留熱代替除去系は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	
209	原子炉格納施設	高圧原子炉代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(高圧原子炉代替注水系))	SA	66条	【66条33】	E	電源設備からの給電	—	高圧原子炉代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備からの給電が可能な設計とし、中央制御室(「1、2号機共用」(以下同じ。))からの操作が可能な設計とする。	—	
210	原子炉格納施設	高圧原子炉代替注水系	可搬型代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(高圧原子炉代替注水系))	SA	66条	【66条33】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
211	原子炉格納施設	高圧原子炉代替注水系	常設代替直流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(高圧原子炉代替注水系))	SA	66条	【66条33】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
212	原子炉格納施設	高圧原子炉代替注水系	可搬型直流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(高圧原子炉代替注水系))	SA	66条	【66条33】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
213	原子炉格納施設	低圧原子炉代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(低圧原子炉代替注水系(常設)))	SA	66条	【66条22】	E	電源設備からの給電	—	低圧原子炉代替注水系(常設)は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に使用する電動弁は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	
214	原子炉格納施設	低圧原子炉代替注水系	非常用ディーゼル発電設備から系統構成に使用する電動弁への給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(低圧原子炉代替注水系(常設)))	SA	66条	【66条22】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
215	原子炉格納施設	低圧原子炉代替注水系	常設代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(低圧原子炉代替注水系(常設)))	SA	66条	【66条22】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
216	原子炉格納施設	低圧原子炉代替注水系	可搬型代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(低圧原子炉代替注水系(常設)))	SA	66条	【66条22】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
217	原子炉格納施設	低圧原子炉代替注水系	非常用ディーゼル発電設備から系統構成に使用する電動弁への給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(低圧原子炉代替注水系(可搬型)))	SA	66条	【66条26】	E	電源設備からの給電	—	低圧原子炉代替注水系(可搬型)のうち系統構成に使用する電動弁は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
218	原子炉格納施設	低圧原子炉代替注水系	常設代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(低圧原子炉代替注水系(可搬型)))	SA	66条	【66条26】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
219	原子炉格納施設	低圧原子炉代替注水系	可搬型代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(低圧原子炉代替注水系(可搬型)))	SA	66条	【66条26】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
220	原子炉格納施設	ほう酸水注入系	非常用交流電源設備(非常用ディーゼル発電設備)からの給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(ほう酸水注入系))	SA	66条	【66条36】	E	電源設備からの給電	—	ほう酸水注入系は、非常用ディーゼル発電設備に加え、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	
221	原子炉格納施設	ほう酸水注入系	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(ほう酸水注入系))	SA	66条	【66条36】	E	電源設備からの給電	—	ほう酸水注入系は、非常用ディーゼル発電設備に加え、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	
222	原子炉格納施設	ほう酸水注入系	可搬型代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(ほう酸水注入系))	SA	66条	【66条36】	E	電源設備からの給電	—	ほう酸水注入系は、非常用ディーゼル発電設備に加え、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	
223	原子炉格納施設	非常用ガス処理系	非常用交流電源設備(非常用ディーゼル発電設備)からの給電(非常用ガス処理系)	SA	74条	【74条23】	E	電源設備からの給電	—	非常用ガス処理系は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、原子炉建物燃料取替階フローアウトパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	
224	原子炉格納施設	非常用ガス処理系	常設代替交流電源設備からの給電(非常用ガス処理系)	SA	74条	【74条23】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
225	原子炉格納施設	非常用ガス処理系	可搬型代替交流電源設備からの給電(非常用ガス処理系)	SA	74条	【74条23】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
226	原子炉格納施設	窒素ガス代替注入系	可搬式窒素供給装置用発電設備からの給電(窒素ガス代替注入系による原子炉格納容器内の不活性化)	SA	67条	【67条21】	E	電源設備からの給電	—	可搬式窒素供給装置は、可搬式窒素供給装置用発電設備により給電できる設計とする。	—	
227	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント系	圧力開放板	SA	67条	【67条11】	E	原子炉格納容器内の可燃性ガス排出	—	原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するための重大事故等対処設備として使用する格納容器フィルタベント系は、第1ベントフィルタスクラバ容器(スクラビング水、金属フィルタ)、第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器(銀ゼオライトフィルタ)、圧力開放板、遠隔手動弁操作機構、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内雰囲気ガスを窒素ガス制御系等を経由して、第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器へ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建物屋上に設ける放出口から排出(系統設計流量9.8kg/s(1Pdにおいて))することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への排出を低減しつつ、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解等により発生する原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出できる設計とする。	—	
228	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント系	遠隔手動弁操作機構	SA	67条	【67条19】	B	遠隔人力操作	個数	格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作機構(個数5)(原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の圧力逃がし装置の設備を放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の設備として兼用)によって人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
229	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント系	常設代替交流電源設備からの給電(格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出)	SA	67条	【67条17】	E	電源設備からの給電	—	第1ベントフィルタ出口水素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	
230	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント系	可搬型代替交流電源設備(格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出)	SA	67条	【67条17】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
231	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント系	可搬式窒素供給装置用発電設備からの給電(格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出)	SA	67条	【67条9】	E	電源設備からの給電	—	可搬式窒素供給装置は、可搬式窒素供給装置用発電設備により給電できる設計とする。	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
232	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント系	可搬式窒素供給装置 空気圧縮機	SA	65条	【65条18】	E	電源設備からの給電	—	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の過圧による破損を防止するために使用する格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防止するため、可搬式窒素供給装置により、系統内を不活性ガス(窒素ガス)で置換した状態で待機させ、使用後においても不活性ガスで置換できる設計とする。また、系統内に可燃性ガスが蓄積する可能性のある箇所にはバイパスラインを設け、可燃性ガスを連続して排出できる設計とすることで、系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。	—	
233	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント系	可搬式窒素供給装置 昇圧機	SA	65条	【65条18】	E	電源設備からの給電	—	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の過圧による破損を防止するために使用する格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防止するため、可搬式窒素供給装置により、系統内を不活性ガス(窒素ガス)で置換した状態で待機させ、使用後においても不活性ガスで置換できる設計とする。また、系統内に可燃性ガスが蓄積する可能性のある箇所にはバイパスラインを設け、可燃性ガスを連続して排出できる設計とすることで、系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。	—	
234	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント系	遠隔手動弁操作機構	SA	65条	【65条21】	B	遠隔人力操作	個数	格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作機構(個数5)(原子炉冷却系統施設の設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の設備で兼用)によって人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
235	原子炉格納施設	—	格納容器フィルタベント系(系統設計流量)	SA	65条	【65条15】	B	原子炉格納容器内の可燃性ガスの排出	系統設計流量	格納容器フィルタベント系は、第1ベントフィルタスクラバ容器(スクラビング水、金属フィルタ)、第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器(銀ゼオライトフィルタ)、圧力開放板、遠隔手動弁操作機構、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、原子炉格納容器内雰囲気ガスを窒素ガス制御系等を経由して、第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器へ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建物屋上に設ける放出口から排出(系統設計流量 9.8kg/s(1Pdにおいて))することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	主登録設備
236	原子炉格納施設	—	格納容器フィルタベント系(バイパスライン)	SA	65条	【65条18】	E	可燃性ガスの蓄積防止	—	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の過圧による破損を防止するために使用する格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防止するため、可搬式窒素供給装置により、系統内を不活性ガス(窒素ガス)で置換した状態で待機させ、使用後においても不活性ガスで置換できる設計とする。また、系統内に可燃性ガスが蓄積する可能性のある箇所にはバイパスラインを設け、可燃性ガスを連続して排出できる設計とすることで、系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。	—	主登録設備
237	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント系	常設代替交流電源設備からの給電(格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	【65条23】	E	電源設備からの給電	—	また、排出経路に設置される隔離弁の電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。	—	
238	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント系	可搬型代替交流電源設備からの給電(格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	【65条23】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
239	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント系	可搬式窒素供給装置用発電設備からの給電(格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	【65条28】	E	電源設備からの給電	—	可搬式窒素供給装置は、可搬式窒素供給装置用発電設備により給電できる設計とする。	—	
240	原子炉格納施設	—	泡消火薬剤容器	SA	70条	【70条5】	C	航空機燃料火災への泡消火	容量 個数	泡消火薬剤容器は、航空機燃料火災への泡消火に対応するために必要な容量の泡消火薬剤を保管できる設計とする。泡消火薬剤の保有量は、必要な容量である646ℓに対し余裕をみた5000ℓ確保し、故障時の予備用として1000ℓの計6000ℓを保管する。なお、泡消火薬剤容器の容量は1000ℓ/個であり、確保された泡消火薬剤5000ℓを1000ℓ毎に分け5個、予備用の泡消火薬剤1000ℓを1個の計6個を保管する。	設定根拠に関する説明書(別添)	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
241	原子炉格納施設	—	シルトフェンス	SA	70条	【70条8】	C	海洋への放射性物質の拡散抑制	高さ 幅 個数	シルトフェンスは、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。必要数は、各設置場所に必要幅に対してシルトフェンスを二重に設置することとし、2号機放水接合槽に計2本(高さ約10m、幅約10m)及び輪谷湾に計32本(高さ約7~20m(一重目は計16本(高さ約7m:3本、約10m:1本、約12m:2本、約14m:1本、約15m:2本、約16m:1本、約17m:1本、約18m:1本、約19m:2本、約20m:2本)、二重目は計16本(高さ約7m:3本、約10m:1本、約13m:2本、約15m:1本、約16m:1本、約17m:2本、約18m:1本、約19m:2本、約20m:3本))、幅約20m)を使用する設計とする。また、予備については、各設置場所に対して2本の計4本(2号機放水接合槽は2本(高さ約10m、幅約10m)、輪谷湾は2本(高さ約20m、幅約20m))を保管することとし、予備を含めた保有数として設置場所2箇所分の合計38本を保管する。	設定根拠に関する説明書(別添)	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用
242	原子炉格納施設	—	放射性物質吸着材	SA	70条	【70条9】	C	海洋への放射性物質の拡散抑制	重量	放射性物質吸着材は、雨水排水路等に流入した汚染水が通過する際に放射性物質を吸着できるよう、雨水排水路集水樹3箇所に、約2280kg(雨水排水路集水樹(No.3排水路))、約100kg(雨水排水路集水樹(2号機放水槽南))、約700kg(雨水排水路集水樹(2号機廃棄物処理建物南))を使用時に設置できる設計とする。放射性物質吸着材は、各設置場所に必要となる保有量に加え、予備として約2280kgを保管する。	設定根拠に関する説明書(別添)	主登録設備
243	原子炉格納施設	—	小型船舶	SA	70条	【70条7】	C	海洋への放射性物質の拡散抑制	個数	シルトフェンスは、汚染水が発電所から海洋に流出する2箇所(2号機放水接合槽及び輪谷湾)に設置できる設計とし、輪谷湾は小型船舶(屋外に保管)個数(予備1)(放射線管理施設の取扱施設及び貯蔵施設の設備として兼用)により設置できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	放射線管理施設の兼用
244	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	—	メタルクラッド開閉装置	DB	45条	【45条9】	D	高エネルギーのアーキ放電による電気盤の損壊の拡大防止	—	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))への電力供給に係るものに限る。)について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーキ放電によるこれらの電気盤の損壊の拡大を防止することができる設計とする。	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	—	メタルクラッド開閉装置	SA	72条	【72条15】	C	非常用所内電気設備	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド開閉装置(6900V、1200Aのものを2個)、メタルクラッド開閉装置HPCS(6900V、1200Aのものを1個)、ロードセンタ(460V、4000Aのものを2個)、コントロールセンタ(460V、800Aのものを2個、460V、600Aのものを7個、460V、400Aのものを2個)、コントロールセンタHPCS(460V、800Aのものを1個)、動力変圧器(3200kVA、6600/460Vのものを2個)、動力変圧器HPCS(500kVA、6600/460Vのものを1個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
245	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	—	メタルクラッド開閉装置HPCS	DB	45条	【45条9】	D	高エネルギーのアーキ放電による電気盤の損壊の拡大防止	—	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))への電力供給に係るものに限る。)について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーキ放電によるこれらの電気盤の損壊の拡大を防止することができる設計とする。	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	—	メタルクラッド開閉装置HPCS	SA	72条	【72条15】	C	非常用所内電気設備	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド開閉装置(6900V、1200Aのものを2個)、メタルクラッド開閉装置HPCS(6900V、1200Aのものを1個)、ロードセンタ(460V、4000Aのものを2個)、コントロールセンタ(460V、800Aのものを2個、460V、600Aのものを7個、460V、400Aのものを2個)、コントロールセンタHPCS(460V、800Aのものを1個)、動力変圧器(3200kVA、6600/460Vのものを2個)、動力変圧器HPCS(500kVA、6600/460Vのものを1個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
246	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	ロードセンタ	DB	45条	【45条9】	D	高エネルギーのアーキ放電 による電気盤の損壊の拡大 防止	—	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に 影響を与えるおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))へ の電力供給に係るものに限る。)について、遮断器の遮断時間の適切な 設定等により、高エネルギーのアーキ放電によるこれらの電気盤の損壊 の拡大を防止することができる設計とする。	非常用発電装置の出力の決定 に関する説明書	
	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	ロードセンタ	SA	72条	【72条15】	C	非常用所内電気設備	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド開閉装 置(6900V、1200Aのものを2個)、メタルクラッド開閉装置HPCS(6900V、 1200Aのものを1個)、ロードセンタ(460V、4000Aのものを2個)、コント ロールセンタ(460V、800Aのものを2個、460V、600Aのものを7個、 460V、400Aのものを2個)、コントロールセンタHPCS(460V、800Aのものを 1個)、動力変圧器(3200kVA、6600/460Vのものを2個)、動力変圧器 HPCS(500kVA、6600/460Vのものを1個))により構成することにより、共 通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及 び人の接近性の確保を図る設計とする。	設定根拠に関する説明書(別 添)	
247	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	コントロールセンタ	DB	45条	【45条9】	D	高エネルギーのアーキ放電 による電気盤の損壊の拡大 防止	—	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に 影響を与えるおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))へ の電力供給に係るものに限る。)について、遮断器の遮断時間の適切な 設定等により、高エネルギーのアーキ放電によるこれらの電気盤の損壊 の拡大を防止することができる設計とする。	非常用発電装置の出力の決定 に関する説明	
	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	コントロールセンタ	SA	72条	【72条15】	C	非常用所内電気設備	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド開閉装 置(6900V、1200Aのものを2個)、メタルクラッド開閉装置HPCS(6900V、 1200Aのものを1個)、ロードセンタ(460V、4000Aのものを2個)、コント ロールセンタ(460V、800Aのものを2個、460V、600Aのものを7個、 460V、400Aのものを2個)、コントロールセンタHPCS(460V、800Aのものを 1個)、動力変圧器(3200kVA、6600/460Vのものを2個)、動力変圧器 HPCS(500kVA、6600/460Vのものを1個))により構成することにより、共 通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及 び人の接近性の確保を図る設計とする。	設定根拠に関する説明書(別 添)	
248	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	コントロールセンタHPCS	DB	45条	【45条9】	D	高エネルギーのアーキ放電 による電気盤の損壊の拡大 防止	—	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に 影響を与えるおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))へ の電力供給に係るものに限る。)について、遮断器の遮断時間の適切な 設定等により、高エネルギーのアーキ放電によるこれらの電気盤の損壊 の拡大を防止することができる設計とする。	非常用発電装置の出力の決定 に関する説明	
	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	コントロールセンタHPCS	SA	72条	【72条15】	C	非常用所内電気設備	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド開閉装 置(6900V、1200Aのものを2個)、メタルクラッド開閉装置HPCS(6900V、 1200Aのものを1個)、ロードセンタ(460V、4000Aのものを2個)、コント ロールセンタ(460V、800Aのものを2個、460V、600Aのものを7個、 460V、400Aのものを2個)、コントロールセンタHPCS(460V、800Aのものを 1個)、動力変圧器(3200kVA、6600/460Vのものを2個)、動力変圧器 HPCS(500kVA、6600/460Vのものを1個))により構成することにより、共 通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及 び人の接近性の確保を図る設計とする。	設定根拠に関する説明書(別 添)	
249	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	動力変圧器	SA	72条	【72条15】	C	非常用所内電気設備	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別 添)	
250	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	動力変圧器HPCS	SA	72条	【72条15】	C	非常用所内電気設備	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別 添)	
251	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	緊急用メタクラ	SA	72条	【72条16】 【72条17】	C	代替所内電気設備による給 電	容量 個数	これとは別に設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪 失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用で きる設計とする。 代替所内電気設備は、緊急用メタクラ(6900V、1200Aのものを1個)、メ タクラ切替盤(6900V、1200Aのものを2個)、高圧発電機車接続プラグ収納 箱(6600V、1200Aのものを2個)、緊急用メタクラ接続プラグ盤(6600V、 1200Aのものを1個)、SAロードセンタ(460V、1200Aのものを1個)、SA1 コントロールセンタ(460V、400Aのものを1個)、SA2コントロールセンタ (460V、400Aのものを1個)、充電器電源切替盤(460V、225Aのものを1 個)、SA電源切替盤(460V、50Aのものを2個)、重大事故操作盤、メタル クラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2D、電路、計測制御装 置等で構成し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は 可搬型直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別 添)	
252	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	メタクラ切替盤	SA	72条	【72条16】 【72条17】	C	代替所内電気設備による給 電	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別 添)	
253	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	高圧発電機車接続プラグ収納箱	SA	72条	【72条16】 【72条17】	C	代替所内電気設備による給 電	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別 添)	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
254	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	緊急用メタクラ接続プラグ盤	SA	72条	【72条16】 【72条17】	C	代替所内電気設備による給 電	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別 添)	
255	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	SAロードセンタ	SA	72条	【72条16】 【72条17】	C	代替所内電気設備による給 電	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別 添)	
256	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	SA1コントロールセンタ	SA	72条	【72条16】 【72条17】	C	代替所内電気設備による給 電	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別 添)	
257	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	SA2コントロールセンタ	SA	72条	【72条16】 【72条17】	C	代替所内電気設備による給 電	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別 添)	
258	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	充電器電源切替盤	SA	72条	【72条16】 【72条17】	C	代替所内電気設備による給 電	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別 添)	
259	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	SA電源切替盤	SA	72条	【72条16】 【72条17】	C	代替所内電気設備による給 電	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別 添)	
260	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	重大事故操作盤	SA	72条	【72条16】 【72条17】	E	代替所内電気設備による給 電	—	同上	—	
261	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	緊急時対策所 発電機接続プラグ盤	SA	76条	【76条28】	C	必要な設備の電力を確保す る機能	容量 個数	緊急時対策所用発電機の発電機は、緊急時対策所 発電機接続プラグ 盤(210V, 1200Aのものを1個)、緊急時対策所 低圧受電盤 (460/210V, 800Aのものを1個)、緊急時対策所 低圧母線盤 (210/105V, 800Aのものを1個)、緊急時対策所 低圧分電盤1(105V, 225Aのものを1個)、緊急時対策所 低圧分電盤2(105V, 225Aのものを 1個)、緊急時対策所 無停電交流電源装置(35kVA, 210/210-105Vの ものを1個)、緊急時対策所 無停電分電盤1(105V, 225Aのものを1 個)、緊急時対策所 直流115V充電器盤(120V, 200Aのものを1個)、可 搬ケーブル(210V,302Aのものを1相分2本の3相分6本を4セット)を經由 して緊急時対策所空気浄化送風機、衛星電話設備(固定型)〔1、2、3 号機共用〕(以下同じ。)、無線通信設備(固定型)〔1号機設備、1、 2、3号機共用〕(以下同じ。)、統合原子力防災ネットワークに接続する 通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)〔1、 2、3号機共用〕(以下同じ。))及び安全パラメータ表示システム(SPD S)等へ給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別 添)	
262	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	緊急時対策所 低圧受電盤	SA	76条	【76条28】	C	必要な設備の電力を確保す る機能	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別 添)	
263	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	緊急時対策所 低圧母線盤	SA	76条	【76条28】	C	必要な設備の電力を確保す る機能	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別 添)	
264	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	緊急時対策所 低圧分電盤1	SA	76条	【76条28】	C	必要な設備の電力を確保す る機能	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別 添)	
265	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	緊急時対策所 低圧分電盤2	SA	76条	【76条28】	C	必要な設備の電力を確保す る機能	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別 添)	
266	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	緊急時対策所 無停電交流電源装置	SA	76条	【76条28】	C	必要な設備の電力を確保す る機能	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別 添)	
267	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	緊急時対策所 無停電分電盤1	SA	76条	【76条28】	C	必要な設備の電力を確保す る機能	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別 添)	
268	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	緊急時対策所 直流115V充電器	SA	76条	【76条28】	C	必要な設備の電力を確保す る機能	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別 添)	
269	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	可搬ケーブル	SA	76条	【76条28】	C	必要な設備の電力を確保す る機能	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別 添)	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
270	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	230V系充電器(RCIC)	SA	72条	【72条9】 【72条51】	C	所内常設蓄電式直流電源設 備による給電 非常用直流電源設備	容量 個数	<p>所内常設蓄電式直流電源設備は、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)、SA用115V系蓄電池、B-115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)、SA用115V系充電器、B-115V系直流盤、B1-115V系直流盤(SA)、230V系直流盤(RCIC)、SA対策設備用分電盤(2)(115V,225Aのものを1個)、HPAC直流コントロールセンタ(115V,600Aのものを1個)、電路、計測制御装置等で構成し、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)及びSA用115V系蓄電池は、直流母線へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備のB-115V系蓄電池は、全交流動力電源喪失から8時間後に、一部負荷の電源をB1-115V系蓄電池(SA)に切り替えると共に、不要な負荷の切離しを行うことで、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、電力を供給できる設計とする。なお、230V系蓄電池(RCIC)及びSA用115V系蓄電池は負荷を切り離すことなく全交流動力電源喪失から24時間にわたり電力を供給できる設計とする。また、交流電源復旧後に、交流電源をB-115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)及びSA用115V系充電器を経由し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備の230V系蓄電池(RCIC)、230V系充電器(RCIC)(240V,200Aのものが1個)、A-115V系蓄電池、A-115V系充電器(130V,210Aのものが1個)、高圧炉心スプレイ系蓄電池、高圧炉心スプレイ系充電器(130V,80Aのものが1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系充電器(120V,400Aのものが1個)、B1-115V系蓄電池(SA)、B1-115V系充電器(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池、原子炉中性子計装用充電器(±28.8V,20Aのものが2個)、230V系直流盤(RCIC)(230V,800Aのものが1個)、115V直流盤(115V,500Aのものが4個)、中性子計装分電盤(±24V,100Aのものが2個)は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備及び重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。</p>	設定根拠に関する説明書(別添)	
271	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	A-115V系充電器	SA	72条	【72条51】	C	非常用直流電源設備	容量 個数	<p>非常用直流電源設備の230V系蓄電池(RCIC)、230V系充電器(RCIC)(240V,200Aのものが1個)、A-115V系蓄電池、A-115V系充電器(130V,210Aのものが1個)、高圧炉心スプレイ系蓄電池、高圧炉心スプレイ系充電器(130V,80Aのものが1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系充電器(120V,400Aのものが1個)、B1-115V系蓄電池(SA)、B1-115V系充電器(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池、原子炉中性子計装用充電器(±28.8V,20Aのものが2個)、230V系直流盤(RCIC)(230V,800Aのものが1個)、115V直流盤(115V,500Aのものが4個)、中性子計装分電盤(±24V,100Aのものが2個)は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備及び重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。</p>	設定根拠に関する説明書(別添)	
272	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	B-115V系充電器	SA	72条	【72条9】 【72条51】	C	所内常設蓄電式直流電源設 備による給電 常設代替直流電源設備によ る給電 非常用直流電源設備	容量 個数	<p>所内常設蓄電式直流電源設備は、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)、SA用115V系蓄電池、B-115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)、SA用115V系充電器、B-115V系直流盤、B1-115V系直流盤(SA)、230V系直流盤(RCIC)、SA対策設備用分電盤(2)(115V,225Aのものを1個)、HPAC直流コントロールセンタ(115V,600Aのものを1個)、電路、計測制御装置等で構成し、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)及びSA用115V系蓄電池は、直流母線へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備のB-115V系蓄電池は、全交流動力電源喪失から8時間後に、一部負荷の電源をB1-115V系蓄電池(SA)に切り替えると共に、不要な負荷の切離しを行うことで、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、電力を供給できる設計とする。なお、230V系蓄電池(RCIC)及びSA用115V系蓄電池は負荷を切り離すことなく全交流動力電源喪失から24時間にわたり電力を供給できる設計とする。また、交流電源復旧後に、交流電源をB-115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)及びSA用115V系充電器を経由し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備の230V系蓄電池(RCIC)、230V系充電器(RCIC)(240V,200Aのものが1個)、A-115V系蓄電池、A-115V系充電器(130V,210Aのものが1個)、高圧炉心スプレイ系蓄電池、高圧炉心スプレイ系充電器(130V,80Aのものが1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系充電器(120V,400Aのものが1個)、B1-115V系蓄電池(SA)、B1-115V系充電器(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池、原子炉中性子計装用充電器(±28.8V,20Aのものが2個)、230V系直流盤(RCIC)(230V,800Aのものが1個)、115V直流盤(115V,500Aのものが4個)、中性子計装分電盤(±24V,100Aのものが2個)は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備及び重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。</p>	設定根拠に関する説明書(別添)	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
273	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	高圧炉心スプレイ系充電器	SA	72条	【72条51】	C	非常用直流電源設備	容量 個数	非常用直流電源設備の230V系蓄電池(RCIC)、230V系充電器(RCIC) (240V、200Aのものが1個)、A-115V系蓄電池、A-115V系充電器 (130V、210Aのものが1個)、高圧炉心スプレイ系蓄電池、高圧炉心スプレ イ系充電器(130V、80Aのものが1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系充電器 (120V、400Aのものが1個)、B1-115V系蓄電池(SA)、B1-115V系充電器 (SA)、原子炉中性子計装用蓄電池、原子炉中性子計装用充電器(± 28.8V、20Aのものが2個)、230V系直流盤(RCIC)(230V、800Aのものが1 個)、115V直流盤(115V、500Aのものが4個)、中性子計装分電盤(± 24V、100Aのものが2個)は、想定される重大事故等時において、重大事故等 対処設備及び重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計 とする。	設定根拠に関する説明書(別 添)	
274	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	原子炉中性子計装用充電器	SA	72条	【72条51】	C	非常用直流電源設備	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別 添)	
275	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	230V系直流盤(RCIC)	SA	72条	【72条9】 【72条51】	C	所内常設蓄電式直流電源設 備による給電 非常用直流電源設備	容量 個数	所内常設蓄電式直流電源設備は、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電 池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)、SA用115V系蓄電池、B-115V系充 電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)、SA用115V系充 電器、B-115V系直流盤、B1-115V系直流盤(SA)、230V系直流盤 (RCIC)、SA対策設備用分電盤(2)(115V、225Aのものを1個)、HPAC直 流コントロールセンタ(115V、600Aのものを1個)、電路、計測制御装置等 で構成し、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池 (RCIC)及びSA用115V系蓄電池は、直流母線へ電力を供給できる設計 とする。 所内常設蓄電式直流電源設備のB-115V系蓄電池は、全交流動力電源 喪失から8時間後に、一部負荷の電源をB1-115V系蓄電池(SA)に切り 替えると共に、不要な負荷の切離しを行うことで、全交流動力電源喪失 から24時間にわたり、電力を供給できる設計とする。なお、230V系蓄電 池(RCIC)及びSA用115V系蓄電池は負荷を切り離すことなく全交流動 力電源喪失から24時間にわたり電力を供給できる設計とする。また、交 流電源復旧後に、交流電源をB-115V系充電器、B1-115V系充電器 (SA)、230V系充電器(RCIC)及びSA用115V系充電器を経由し直流母 線へ接続することで電力を供給できる設計とする。 非常用直流電源設備の230V系蓄電池(RCIC)、230V系充電器(RCIC) (240V、200Aのものが1個)、A-115V系蓄電池、A-115V系充電器 (130V、210Aのものが1個)、高圧炉心スプレイ系蓄電池、高圧炉心スプレ イ系充電器(130V、80Aのものが1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系充 電器(120V、400Aのものが1個)、B1-115V系蓄電池(SA)、B1-115V系充 電器(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池、原子炉中性子計装用充電器 (±28.8V、20Aのものが2個)、230V系直流盤(RCIC)(230V、800Aのものが 1個)、115V直流盤(115V、500Aのものが4個)、中性子計装分電盤(± 24V、100Aのものが2個)は、想定される重大事故等時において、重大事 故等対処設備及び重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用で きる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別 添)	
276	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	230V系直流盤(常用)	SA	72条	【72条12】	C	可搬型直流電源設備による 給電	容量 個数	可搬型直流電源設備は、高圧発電機車、B1-115V系充電器(SA)、SA用 115V系充電器、230V系充電器(常用)、B-115V系直流盤(SA)、SA対策設 備用分電盤(2)、HPAC直流コントロールセンタ、230V系直流盤(常用) (230V、800Aのものが1個)、ガスタービン発電機用軽油タンク、A-ディーゼル 燃料貯蔵タンク、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク、ディーゼル燃料貯蔵タン ク、タンクローリ、電路、計測制御装置等で構成し、高圧発電機車を代替所 内電気設備、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器及び230V系充 電器(常用)を経由し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とす る。	設定根拠に関する説明書(別 添)	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
277	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	115V直流盤	SA	72条	【72条9】 【72条12】 【72条51】	C	所内常設蓄電式直流電源設備による給電 可搬型直流電源設備による 給電 非常用直流電源設備	容量 個数	<p>所内常設蓄電式直流電源設備は、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)、SA用115V系蓄電池、B-115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)、SA用115V系充電器、B-115V系直流盤、B1-115V系直流盤(SA)、230V系直流盤(RCIC)、SA対策設備用分電盤(2)(115V,225Aのものを1個)、HPAC直流コントロールセンタ(115V,600Aのものを1個)、電路、計測制御装置等で構成し、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)及びSA用115V系蓄電池は、直流母線へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備のB-115V系蓄電池は、全交流動力電源喪失から8時間後に、一部負荷の電源をB1-115V系蓄電池(SA)に切り替えると共に、不要な負荷の切離しを行うことで、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、電力を供給できる設計とする。なお、230V系蓄電池(RCIC)及びSA用115V系蓄電池は負荷を切り離すことなく全交流動力電源喪失から24時間にわたり電力を供給できる設計とする。また、交流電源復旧後に、交流電源をB-115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)及びSA用115V系充電器を経由し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型直流電源設備は、高圧発電機車、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器(常用)、B-115V系直流盤(SA)、SA対策設備用分電盤(2)、HPAC直流コントロールセンタ、230V系直流盤(常用)(230V,800Aのものが1個)、ガスタービン発電機用軽油タンク、A-ディーゼル燃料貯蔵タンク、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク、ディーゼル燃料貯蔵タンク、タンクローリ、電路、計測制御装置等で構成し、高圧発電機車を代替所内電気設備、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器(常用)を経由し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用直流電源設備の230V系蓄電池(RCIC)、230V系充電器(RCIC)(240V,200Aのものが1個)、A-115V系蓄電池、A-115V系充電器(130V,210Aのものが1個)、高圧炉心スプレイ系蓄電池、高圧炉心スプレイ系充電器(130V,80Aのものが1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系充電器(120V,400Aのものが1個)、B1-115V系蓄電池(SA)、B1-115V系充電器(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池、原子炉中性子計装用充電器(±28.8V,20Aのものが2個)、230V系直流盤(RCIC)(230V,800Aのものが1個)、115V直流盤(115V,500Aのものが4個)、中性子計装分電盤(±24V,100Aのものが2個)は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備及び重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。</p>	設定根拠に関する説明書(別添)	
278	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	中性子計装分電盤	SA	72条	【72条51】	C	非常用直流電源設備	容量 個数	<p>非常用直流電源設備の230V系蓄電池(RCIC)、230V系充電器(RCIC)(240V,200Aのものが1個)、A-115V系蓄電池、A-115V系充電器(130V,210Aのものが1個)、高圧炉心スプレイ系蓄電池、高圧炉心スプレイ系充電器(130V,80Aのものが1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系充電器(120V,400Aのものが1個)、B1-115V系蓄電池(SA)、B1-115V系充電器(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池、原子炉中性子計装用充電器(±28.8V,20Aのものが2個)、230V系直流盤(RCIC)(230V,800Aのものが1個)、115V直流盤(115V,500Aのものが4個)、中性子計装分電盤(±24V,100Aのものが2個)は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備及び重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。</p>	設定根拠に関する説明書(別添)	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
279	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	HPAC直流コントロールセンタ	SA	72条	【72条9】 【72条12】	C	所内常設蓄電式直流電源設備による給電 常設代替直流電源設備による給電 可搬型直流電源設備による給電	容量 個数	所内常設蓄電式直流電源設備は、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)、SA用115V系蓄電池、B-115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)、SA用115V系充電器、B-115V系直流通盤、B1-115V系直流通盤(SA)、230V系直流通盤(RCIC)、SA対策設備用分電盤(2)(115V,225Aのものを1個)、HPAC直流コントロールセンタ(115V,600Aのものを1個)、電路、計測制御装置等で構成し、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)及びSA用115V系蓄電池は、直流母線へ電力を供給できる設計とする。 所内常設蓄電式直流電源設備のB-115V系蓄電池は、全交流動力電源喪失から8時間後に、一部負荷の電源をB1-115V系蓄電池(SA)に切り替えると共に、不要な負荷の切離しを行うことで、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、電力を供給できる設計とする。なお、230V系蓄電池(RCIC)及びSA用115V系蓄電池は負荷を切り離すことなく全交流動力電源喪失から24時間にわたり電力を供給できる設計とする。 また、交流電源復旧後に、交流電源をB-115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)及びSA用115V系充電器を経由し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。 可搬型直流電源設備は、高圧発電機車、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器、230V系充電器(常用)、B-115V系直流通盤(SA)、SA対策設備用分電盤(2)、HPAC直流コントロールセンタ、230V系直流通盤(常用)(230V,800Aのものが1個)、ガスタービン発電機用軽油タンク、A-ディーゼル燃料貯蔵タンク、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク、ディーゼル燃料貯蔵タンク、タンクローリ、電路、計測制御装置等で構成し、高圧発電機車を代替所内電気設備、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器(常用)を経由し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
280	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	SA対策設備用分電盤(2)	SA	72条	【72条9】 【72条12】	C	所内常設蓄電式直流電源設備による給電 常設代替直流電源設備による給電 可搬型直流電源設備による給電	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
281	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	SRV用電源切替盤	SA	61条	【61条7】	C	可搬型直流電源設備による減圧	容量 個数	原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備のうち、逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、可搬型直流電源設備は、逃がし安全弁の作動に必要な常設直流電源系統が喪失した場合においても、SRV用電源切替盤(115V,50Aのものを1個)を切り替えることにより、逃がし安全弁(8個)の作動に必要な電源を供給できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
282	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	220kV送電線(2回線)	DB	45条	【45条16】 【45条17】 【45条19】	E	保安電源設備の異常の検知とその拡大防止、電線路の独立性、電線路の物理的分離、電源喪失防止	—	設計基準対象施設は、送受電可能な回線として220kV送電線(中国電力ネットワーク株式会社第二島根原子力幹線)1ルート2回線(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))及び受電専用の回線として66kV送電線(中国電力ネットワーク株式会社鹿島線を分岐した鹿島支線)1ルート1回線(「1号機設備、1、2号機共用」(以下同じ。))の合計2ルート3回線にて、電力系統に接続する設計とする。 220kV送電線2回線は、中国電力ネットワーク株式会社北松江変電所に連系する設計とする。 上記2ルート3回線の送電線の独立性を確保するため、万一、送電線の上流側接続先である中国電力ネットワーク株式会社北松江変電所が停止した場合でも、外部電源系からの電力供給が可能となるよう、中国電力ネットワーク株式会社の広島変電所から松江変電所及び津田変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。	—	
283	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	220kV送電線(2回線)	DB	45条	【45条25】	E	2回線喪失時の電力供給継続	—	設計基準対象施設に接続する電線路は、いずれの2回線が喪失した場合においても電力系統から同一の発電所内の発電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しない設計とし、220kV送電線2回線は220kV開閉所を介して接続するとともに66kV送電線1回線は66kV開閉所を介して接続する設計とする。	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
284	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	66kV送電線(1回線)	DB	45条	【45条16】 【45条18】 【45条19】	E	保安電源設備の異常の検知 とその拡大防止、電線路の 独立性、電線路の物理的分 離、電源喪失防止	—	設計基準対象施設は、送受電可能な回線として220kV送電線(中国電力ネットワーク株式会社第二島根原子力幹線)1ルート2回線(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))及び受電専用の回線として66kV送電線(中国電力ネットワーク株式会社鹿島線を分岐した鹿島支線)1ルート1回線(「1号機設備、1、2号機共用」(以下同じ。))の合計2ルート3回線にて、電力系統に接続する設計とする。 また、66kV送電線1回線は、中国電力ネットワーク株式会社津田変電所に連系する設計とする。 上記2ルート3回線の送電線の独立性を確保するため、万一、送電線の上流側接続先である中国電力ネットワーク株式会社北松江変電所が停止した場合でも、外部電源系からの電力供給が可能となるよう、中国電力ネットワーク株式会社の広島変電所から松江変電所及び津田変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。	—	
285	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	66kV送電線(1回線)	DB	45条	【45条25】	E	2回線喪失時の電力供給継 続	—	設計基準対象施設に接続する電線路は、いずれの2回線が喪失した場合においても電力系統から同一の発電所内の発電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しない設計とし、220kV送電線2回線は220kV開閉所を介して接続するとともに66kV送電線1回線は66kV開閉所を介して接続する設計とする。	—	
286	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	常用高圧母線不足電圧継電器	DB	45条	【45条14】	E	保安電源設備の異常の検知 とその拡大防止	—	送電線において3相のうちの1相の電路の開放が生じた場合、220kV送電線は1回線での電路の開放時に、安全施設への電力の供給が不安定にならないよう、多重化した設計とする。また、電力送電時、保護装置による3相の電流不平衡監視にて常時自動検知できる設計とする。さらに保安規定に定めている巡視点検を加えることで、保護装置による検知が期待できない場合の1相開放故障の発見や、その兆候を早期に検知できる設計とする。 66kV送電線は、各相の不足電圧継電器にて常時自動検知できる設計とする。さらに保安規定に定めている巡視点検を加えることで、保護継電器による検知が期待できない場合の1相開放故障や、その兆候を早期に検知できる設計とする。	—	
287	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	非常用高圧母線不足電圧継電器	DB	45条	【45条14】	E	保安電源設備の異常の検知 とその拡大防止	—	送電線において3相のうちの1相の電路の開放が生じた場合、220kV送電線は1回線での電路の開放時に、安全施設への電力の供給が不安定にならないよう、多重化した設計とする。また、電力送電時、保護装置による3相の電流不平衡監視にて常時自動検知できる設計とする。さらに保安規定に定めている巡視点検を加えることで、保護装置による検知が期待できない場合の1相開放故障の発見や、その兆候を早期に検知できる設計とする。 66kV送電線は、各相の不足電圧継電器にて常時自動検知できる設計とする。さらに保安規定に定めている巡視点検を加えることで、保護継電器による検知が期待できない場合の1相開放故障や、その兆候を早期に検知できる設計とする。	—	
288	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	モニタリングポスト用無停電電源装置(1 号機設備、1、2、3号機共用)	DB	45条	【45条43】	D	保安電源設備の異常の検知 とその拡大防止	—	モニタリングポスト用発電機(1号機設備、1、2、3号機共用)及びモニタリングポスト用無停電電源装置(1号機設備、1、2、3号機共用)は、機器の過電流を検知し、機関及び装置を停止し故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能へ影響のない設計とする。	常用電源設備の健全性に関する説明書	
289	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	起動変圧器	DB	45条	【45条26】	E	地震力に対して十分な支持 性能を確保した設計	—	開閉所から主発電機側の送受電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設置するとともに、耐震性の高い、可とう性のある懸垂碍子並びに重心の低いガス絶縁開閉装置及びガス絶縁複合開閉装置を設置する設計とする。	—	
290	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	予備変圧器	DB	45条	【45条26】	E	地震力に対して十分な支持 性能を確保した設計	—	開閉所から主発電機側の送受電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設置するとともに、耐震性の高い、可とう性のある懸垂碍子並びに重心の低いガス絶縁開閉装置及びガス絶縁複合開閉装置を設置する設計とする。	—	
291	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	ガス絶縁複合開閉装置	DB	45条	【45条26】	E	地震力に対して十分な支持 性能を確保した設計	—	開閉所から主発電機側の送受電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設置するとともに、耐震性の高い、可とう性のある懸垂碍子並びに重心の低いガス絶縁開閉装置及びガス絶縁複合開閉装置を設置する設計とする。	—	
292	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	懸垂碍子	DB	45条	【45条26】	E	地震力に対して十分な支持 性能を確保した設計	—	同上	—	
293	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	ガス絶縁複合開閉装置	DB	45条	【45条27】	E	碍子の塩害対策機能	—	さらに、防波壁により津波の影響を受けないエリアに設置するとともに、塩害を考慮し、送電線引留部の碍子に対しては、碍子洗浄ができる設計とし、遮断器等に対しては、電路がタンクに内包されているガス絶縁開閉装置及びガス絶縁複合開閉装置を設置し、ガス絶縁複合開閉装置の架線部については屋内に設置する。	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
294	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	碍子水洗装置	DB	45条	【45条27】	E	碍子の塩害対策機能	—	同上	—	
295	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	220kV開閉所	DB	45条	【45条25】	E	2回線喪失時の電力供給継 続	—	設計基準対象施設に接続する電線路は、いずれの2回線が喪失した場合においても電力系統から同一の発電所内の発電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しない設計とし、220kV送電線2回線は220kV開閉所を介して接続するとともに66kV送電線1回線は66kV開閉所を介して接続する設計とする。	—	
296	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	220kV開閉所	DB	45条	【45条26】	E	地震力に対して十分な支持 性能を確保した設計	—	開閉所から主発電機側の送電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設置するとともに、耐震性の高い、可とう性のある懸垂碍子並びに重心の低いガス絶縁開閉装置及びガス絶縁複合開閉装置を設置する設計とする。	—	
297	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	66kV開閉所	DB	45条	【45条25】	E	2回線喪失時の電力供給継 続	—	設計基準対象施設に接続する電線路は、いずれの2回線が喪失した場合においても電力系統から同一の発電所内の発電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しない設計とし、220kV送電線2回線は220kV開閉所を介して接続するとともに66kV送電線1回線は66kV開閉所を介して接続する設計とする。	—	
298	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	66kV開閉所	DB	45条	【45条26】	E	地震力に対して十分な支持 性能を確保した設計	—	開閉所から主発電機側の送電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設置するとともに、耐震性の高い、可とう性のある懸垂碍子並びに重心の低いガス絶縁開閉装置及びガス絶縁複合開閉装置を設置する設計とする。	—	
299	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	漏えいの防止 ・溶接構造、シール構造	DB※4	11.52条	【11条16】 【11条19】 【52条11】 【52条12】	E	火災発生防止(発火性又は 引火性物質)	—	潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用による漏えいの防止及び防爆の対策を講じるとともに、堰等を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁等の設置及び離隔による配置上の考慮を行う設計とする。 水素ガスを内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス供給設備及び水素・酸素注入設備の配管等は溶接構造によって、水素ガスの漏えいを防止し、弁グランド部から水素ガスの漏えいの可能性のある弁は、ベローズ弁等を用いて防爆の対策を行う設計とし、水素ガスを内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁等の設置による配置上の考慮を行う設計とする。	—	※4:52条要求を含む
300	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	拡大防止(堰)	DB※4	11.52条	【11条16】 【52条11】	E	火災発生防止(発火性又は 引火性物質)	—	潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用による漏えいの防止及び防爆の対策を講じるとともに、堰等を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁等の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	—	※4:52条要求を含む
301	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	換気(換気設備)	DB※4	11.52条	【11条17】 【52条13】	E	火災発生防止(発火性又は 引火性物質)	—	潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、換気空調設備による機械換気又は自然換気を行う設計とする。	—	※4:52条要求を含む
302	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	防爆	DB※4	11.52条	【11条19】 【11条20】 【52条12】 【52条14】	E	火災発生防止(発火性又は 引火性物質)	—	水素ガスを内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス供給設備及び水素・酸素注入設備の配管等は溶接構造によって、水素ガスの漏えいを防止し、弁グランド部から水素ガスの漏えいの可能性のある弁は、ベローズ弁等を用いて防爆の対策を行う設計とし、水素ガスを内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁等の設置による配置上の考慮を行う設計とする。 水素ガスを内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス供給設備、水素・酸素注入設備及び水素ガスポンペを設置する火災区域又は火災区画は、送風機及び排風機による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度以下とする設計とする。	—	※4:52条要求を含む
303	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	貯蔵(貯蔵機器:ガスタービン発電機 用軽油タンク、ガスタービン発電機用 サービスタンク、緊急時対策所用燃料 地下タンク、ディーゼル発電機燃料デ イタンク、ディーゼル発電機燃料貯蔵 タンク)	DB※4	11.52条	【11条18】 【52条21】	E	火災発生防止(発火性又は 引火性物質)	—	潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。	—	※4:52条要求を含む

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
304	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	貯蔵(貯蔵機器:格納容器雰囲気モニ タ校正用ガスボンベ)	DB※4	11.52条	【11条22】 【52条22】	E	火災発生防止(発火性又は 引火性物質)	—	水素ガスボンベは、運転上必要な量を考慮し貯蔵する設計とする。ま た、使用時を除きボンベ元弁を閉とする運用として保安規定に定めて、 管理する。	—	※4:52条要求を含む
305	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	火花対策(金属製の筐体内に収納する)	DB※4	11.52条	【11条31】 【52条27】	E	火災発生防止(発火源への 対策)	—	火災の発生防止のため、発火源への対策として、設備を金属製の筐体 内に収納する等、火花が設備外部に出ない設計とするとともに、高温部 分を保温材で覆うことによって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可 燃物の過熱防止を行う設計とする。	—	※4:52条要求を含む
306	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	過熱防止(高温部分を保温材で覆う)	DB※4	11.52条	【11条31】 【52条27】	E	火災発生防止(発火源への 対策)	—	同上	—	※4:52条要求を含む
307	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	水素濃度検知器	DB※4	11.52条	【11条23】 【52条26】	E	火災発生防止(水素ガス対 策)	—	火災の発生防止における水素ガス漏えい検出は、蓄電池、発電機水素 ガス供給設備、水素・酸素注入設備及び格納容器雰囲気モニタ校正用 水素ガスボンベを設置する部屋の上部に水素濃度検知器を設置し、水 素ガスの燃焼限界濃度である4vol%の1/4に達する前の濃度にて中 央制御室(「1、2号機共用」(以下同じ。))に警報を発報する設計とす る。	—	※4:52条要求を含む
308	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	水素ガスの蓄積防止対策	DB	11条	【11条50】	E	火災発生防止(水素ガス対 策)	—	火災の発生防止のため、放射線分解により水素ガスが発生する火災区 域又は火災区画における、水素ガスの蓄積防止対策として、一般社団 法人火力原子力発電技術協会「BWR配管における混合ガス(水素・酸 素)蓄積防止に関するガイドライン(平成17年10月)」等に基づき、原子 炉の安全性を損なうおそれがある場合には水素ガスの蓄積を防止する 設計とする。	—	
309	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	水素ガスの蓄積防止対策(重大事故等 対処施設)	SA	52条	【52条44】 【52条45】	E	火災発生防止(水素ガス対 策)	—	火災の発生防止のため、放射線分解により水素ガスが発生する火災区 域又は火災区画における、水素ガスの蓄積防止対策として、一般社団 法人火力原子力発電技術協会「BWR配管における混合ガス(水素・酸 素)蓄積防止に関するガイドライン(平成17年10月)」等に基づき、原子 炉の安全性を損なうおそれがある場合には水素ガスの蓄積を防止する 設計とする。 重大事故等時の原子炉格納容器内及び建物内の水素ガスについて は、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。	—	
310	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	保護継電器、遮断器	DB※4	11.52条	【11条32】 【52条19】	E	火災発生防止(過電流による 過熱防止対策)	—	火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継 電器及び遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱 及び焼損を防止する設計とする。	—	※4:52条要求を含む
311	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	主要な構造材に対する不燃性材料の使 用	DB※4	11.52条	【11条35】 【52条32】	E	不燃性材料又は難燃性材料 の使用(主要な構造材に対 する不燃性材料の使用)	—	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配 管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な 構造材は、原則、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコ ンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。	—	※4:52条要求を含む
312	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器 の使用	DB※4	11.52条	【11条40】 【52条35】	E	不燃性材料又は難燃性材料 の使用(変圧器及び遮断器 に対する絶縁油等の内包)	—	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建物内の 変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないもの を使用する設計とする。	—	※4:52条要求を含む
313	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	難燃ケーブル	DB※4	11.52条	【11条41】 【52条36】	E	不燃性材料又は難燃性材料 の使用(難燃ケーブルの使 用)	—	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブ ルは、実証試験により自己消火性(UL垂直燃焼試験)及び延焼性(IEE E383(光ファイバケーブルの場合はIEEE1202)垂直トレイ燃焼試験) を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。	—	※4:52条要求を含む
314	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	難燃性フィルタ(換気空調設備)(チャ コール・フィルタ除く)	DB※4	11.52条	【11条39】 【52条30】	E	不燃性材料又は難燃性材料 の使用(換気設備のフィルタ に対する不燃性材料又は難 燃性材料の使用)	—	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気空調 設備のフィルタはチャコール・フィルタを除き、日本規格協会「繊維製品 の燃焼性試験方法」(JIS L 1091)又は公益社団法人 日本空気清 浄協会「空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針」(JACA No.11A) を満足する難燃性材料を使用する設計とする。	—	※4:52条要求を含む
315	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	保温材に対する不燃性材料の使用	DB※4	11.52条	【11条36】 【52条29】	E	不燃性材料又は難燃性材料 の使用(保温材に対する不 燃性材料の使用)	—	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材 は、原則、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの、「建築基 準法」の不燃材料認定品又は「建築基準法」に基づく試験により不燃性 材料であることを確認したものを使用する設計とする。	—	※4:52条要求を含む
316	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	建物内装材に対する不燃性材料の使用	DB※4	11.52条	【11条42】 【52条31】	E	不燃性材料又は難燃性材料 の使用(建物内装材に対す る不燃性材料の使用)	—	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建物の 内装材は、原則、「建築基準法」で不燃性材料として認められたものを使 用する設計とする。	—	※4:52条要求を含む

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
317	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	避雷設備(避雷針、架空地線、棟上導 体)	DB	11条	【11条47】	E	自然現象による火災発生の 防止(落雷による火災の発生 防止)	—	落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が 発生しないよう、避雷設備の設置及び接地網の布設を行う設計とする。	—	
318	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	避雷設備(避雷針、架空地線、棟上導 体、水平導体)	SA	52条	【52条41】	E	自然現象による火災発生の 防止(落雷による火災の発生 防止)	—	落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が 発生しないよう、避雷設備の設置及び接地網の布設を行う設計とする。	—	
319	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	地震による火災の発生防止	DB※4	11.52条	【11条48】 【52条42】	E	自然現象による火災発生の 防止(地震による火災の発生 防止)	—	火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をも つ地盤に設置する設計とする。また、「実用発電用原子炉及びその附 属施設の技術基準に関する規則の解釈」(平成25年6月19日原子力規 制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。 重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地 盤に設置する設計とする。また、「実用発電用原子炉及びその附属施 設の技術基準に関する規則の解釈」(平成25年6月19日原子力規制委 員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。	—	※4:52条要求を含む
320	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	煙感知器 (光電分離型煙感知器、煙吸引式検出設 備、非アナログ式防爆型煙感知器を含 む)	DB※4	11.52条	【11条52】 【11条54】 【52条51】 【52条52】	E	火災感知設備(火災感知器 の環境条件等の考慮/固有 の信号を発する異なる火災 感知器の設置)	—	火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区画における放射 線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件、予想される火災の 性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防 護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類の種類に応じ、火災を早 期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナ ログ式の熱感知器、又は炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため 炎が生じた時点で感知することができ火災の早期感知が可能である非 アナログ式の炎感知器から、異なる感知方式の火災感知器を組み合わ せて設置する設計とする。 なお、基本設計のとおり火災感知器を設置できない箇所は、上記感知 器の代わりに環境条件や火災の性質を考慮し、光電分離型煙感知器、 煙吸引式検出設備、熱感知カメラ、非アナログ式の防爆型煙感知器、非 アナログ式の防爆型熱感知器及び非アナログ式の熱感知器も含めた組 合せで設置する設計とする。	—	※4:52条要求を含む
321	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	熱感知器 (非アナログ式熱感知器(接点式)、熱感 知器(屋外仕様)、非アナログ式防爆型 熱感知器、非アナログ式防爆型熱感知 器(屋外仕様)を含む)	DB※4	11.52条	【11条52】 【11条54】 【52条51】 【52条52】	E	火災感知設備(火災感知器 の環境条件等の考慮/固有 の信号を発する異なる火災 感知器の設置)	—	同上	—	※4:52条要求を含む
322	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	炎感知器 (炎感知器(屋外仕様)、防爆型炎感知器 (屋外仕様)を含む)	DB※4	11.52条	【11条52】 【11条54】 【52条51】 【52条52】	E	火災感知設備(火災感知器 の環境条件等の考慮/固有 の信号を発する異なる火災 感知器の設置)	—	同上	—	※4:52条要求を含む
323	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	屋外仕様熱感知カメラ(赤外線)	DB※4	11.52条	【11条52】 【11条54】 【52条51】 【52条52】	E	火災感知設備(火災感知器 の環境条件等の考慮/固有 の信号を発する異なる火災 感知器の設置)	—	同上	—	※4:52条要求を含む
324	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	火災受信機盤	DB※4	11.52条	【11条58】 【11条59】 【11条60】 【52条48】 【52条49】	E	火災感知設備(火災受信機 盤)	—	火災感知設備のうち火災受信機盤は中央制御室に設置し、火災感知設 備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機盤は、構 成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定 できる設計とする。 屋外区域熱感知カメラの火災受信機盤においては、カメラ機能による映 像監視(熱サーモグラフィ)により火災発生箇所の特定が可能な設計と する。 火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設 計とする。自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、 機能に異常がないことを確認するため、「消防法施行規則」に準じ、煙等 の火災を模擬した試験を実施する。	—	※4:52条要求を含む
325	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	火災感知設備の電源 (蓄電池及び非常用電源)	DB※4	11.52条	【11条61】 【52条50】	E	火災感知設備(火災感知設 備の電源確保)	—	火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時におい ても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計 とする。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設 置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用電源 からの受電も可能な設計とする。	—	※4:52条要求を含む

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
326	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	全域ガス自動消火設備(ハロゲン化物消 火剤)	DB※4	11.52条	【11条62】 【11条79】 【11条80】 【52条58】 【52条67】 【52条68】	E	消火設備(火災発生時の煙 の充満又は放射線の影響に より消火活動が困難となる火 災区域又は火災区画に設置 する消火設備)	—	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区 域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場 合においても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等 に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与え ない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活 動が困難となる場合は、自動消火設備又は中央制御室からの手動起 動による固定式消火設備である全域ガス消火設備又はケーブル・トレイ 消火設備を設置して消火を行う設計とする。 また、全域ガス消火設備は、電気絶縁性の高いガスを採用し、火災の火 炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等 の二次的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び 重大事故等対処施設に影響を及ぼさない設計とする。 ケーブル・トレイ消火設備は、電気絶縁性の高いガスを採用するととも に、ケーブル・トレイ内に消火剤を留める設計とする。	—	※4:52条要求を含む
327	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	局所ガス消火設備(ハロゲン化物消火 剤)	DB※4	11.52条	【11条62】 【11条79】 【11条80】 【52条58】 【52条67】 【52条68】	E	消火設備(火災発生時の煙 の充満又は放射線の影響に より消火活動が困難となる火 災区域又は火災区画に設置 する消火設備)	—	同上	—	※4:52条要求を含む
328	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	二酸化炭素消火器	DB※4	11.52条	【11条64】 【52条75】	E	消火設備(火災発生時の煙 の充満又は放射線の影響に より消火活動が困難となら ない火災区域又は火災区画 に設置する消火設備)	—	中央制御室は、消火器で消火を行う設計とし、中央制御室制御盤内の 火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を 行う設計とする。	—	※4:52条要求を含む
329	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	移動式消火設備(化学消防自動車、小型 動力ポンプ付水槽車)	DB※4	11.52条	【11条88】 【52条73】	E	消火設備(移動式消火設備)	—	移動式消火設備は、恒設の消火設備の代替として消火ホース等の資機 材を備え付けている化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車を配 備する設計とする。	—	※4:52条要求を含む
330	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	隔離弁	DB※4	11.52条	【11条75】 【52条63】	E	消火設備(消火用水の優先 供給)	—	消火用水供給系は、水道水系等と共用する場合には、隔離弁を設置し て遮断する措置により、消火用水供給系の供給を優先する設計とする。	—	※4:52条要求を含む
331	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	消火設備の故障警報	DB※4	11.52条	【11条85】 【52条72】	E	消火設備(消火設備の故障 警報)	—	電動機駆動消火ポンプ、全域ガス消火設備及びケーブル・トレイ消火設 備は、電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。	—	※4:52条要求を含む
332	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	消火設備の電源 (蓄電池及び非常用電源)	DB※4	11.52条	【11条76】 【11条77】 【52条64】 【52条65】	E	消火設備(消火設備の電源 確保)	—	電動機駆動消火ポンプは、外部電源喪失時にも起動できるように非常 用電源により電源を確保する設計とする。 全域ガス消火設備は、外部電源喪失時にも消火ができるように、非常用 電源から受電するとともに、設備の動作に必要な電源を供給する蓄電 池も設け、全交流動力電源喪失時にも電源を確保する設計とする。ケー ブル・トレイ消火設備については、動作に電源が不要な設計とする。	—	※4:52条要求を含む
333	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	消火栓	DB※4	11.52条	【11条84】 【52条86】	E	消火設備(消火栓の配置)	—	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区 域又は火災区画に設置する屋内、屋外の消火栓は、「消防法施行令」に 準拠し、配置する設計とする。	—	※4:52条要求を含む
334	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	消火器	DB※4	11.52条	【11条63】 【52条83】	E	消火設備(火災発生時の煙 の充満又は放射線の影響に より消火活動が困難となら ない火災区域又は火災区画 に設置する消火設備)	—	火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となら ない場合は、消火器、移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設 計とする。	—	※4:52条要求を含む
335	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	退避警報装置	DB※4	11.52条	【11条86】 【11条87】 【52条77】 【52条78】	E	消火設備(固定式ガス消火 設備の職員退避警報)	—	全域ガス消火設備は、作動前に職員等の退出ができるように警報を発 する設計とする。 ケーブル・トレイ消火設備は、消火剤に毒性がなく、消火時に生成される フッ化水素は延焼防止シートを設置したケーブル・トレイ内に留まり、外 部に有意な影響を及ぼさないため、消火設備作動前に退避警報を発し ない設計とする。	—	※4:52条要求を含む
336	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	消火用非常照明	DB※4	11.52条	【11条89】 【52条74】	E	消火設備(消火用の照明器 具)	—	建物内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所までの経 路には、移動及び消火設備の操作を行うため、「消防法」で要求される 消火継続時間20分に現場への移動等の時間も考慮し、8時間以上の容 量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	—	※4:52条要求を含む
337	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	屋外消火設備の凍結防止対策 (保温材等、不凍式消火栓)	DB※4	11.52条	【11条99】 【11条100】 【52条92】 【52条93】	E	消火設備(消火設備に対す る自然現象の考慮(凍結防 止対策))	—	屋外消火設備の配管は、保温材等により配管内部の水が凍結しない設 計とする。 屋外消火栓は、凍結を防止するため、自動排水機構により消火栓内部 に水が溜まらないような構造とする設計とする。	—	※4:52条要求を含む

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
338	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	連結送水口	DB※4	11.52条	【11条103】 【52条96】	E	消火設備(消火設備に対 する自然現象の考慮(地盤 変位対策))	—	さらに、屋外消火配管が 破断した場合でも移動 式消火設備を用いて屋 内消火栓へ消火水の供 給ができるよう、建物 に連結送水口を設置す る設計とする。	—	※4:52条要求を含む
339	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	風水害対策	DB※4	11.52条	【11条101】 【52条94】	E	消火設備(消火設備に対 する自然現象の考慮(風 水害対策))	—	消火用水供給系の消火 設備を構成する電動機 駆動消火ポンプ、全域 ガス消火設備及びケー ブル・トレイ消火設備 は、風水害により性能 が著しく阻害されるこ とがないよう、建物内 に設置する設計とする。	—	※4:52条要求を含む
340	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	消火設備の破損、誤作 動又は誤操作対策	DB※4	11.52条	【11条62】 【52条58】	E	消火設備(消火設備の破 損、誤作動又は誤操作)	—	火災防護上重要な機器 等及び重大事故等対処 施設を設置する火災区 域又は火災区画の消火 設備は、破損、誤作動 又は誤操作が起きた場 合においても、原子炉 を安全に停止させるた めの機能又は重大事故 等に対処するために必 要な機能を有する電気 及び機械設備に影響を 与えない設計とし、火 災発生時の煙の充満又 は放射線の影響により 消火活動が困難とな るところは、自動消火 設備又は中央制御室か らの手動起動による固 定式消火設備である全 域ガス消火設備又はケ ーブル・トレイ消火設 備を設置して消火を行 う設計とする。	—	※4:52条要求を含む
341	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	管理区域内からの放出 消火剤の流出防止	DB※4	11.52条	【11条83】 【52条71】	E	消火設備(管理区域内か らの放出消火剤の流出 防止)	—	管理区域内で放出した 消火剤は、放射性物質 を含むおそれがあるこ とから、管理区域外へ の流出を防止するため 、管理区域と非管理区 域の境界に堰等を設置 するとともに、各フロ アのドレン系により液 体廃棄物処理系に回収 し、処理する設計とす る。	—	※4:52条要求を含む
342	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	フレキシブル継手	DB※4	11.52条	【11条102】 【52条95】	E	消火設備(消火設備に対 する自然現象の考慮(地 盤変位対策))	—	地震時における地盤変 位対策として、屋外消 火配管は、タンクと配 管の継手部へのフレキ シブル継手を採用する ことで、地盤変位によ る変形を配管系統全体 で吸収する設計とす る。	—	※4:52条要求を含む
343	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	3時間以上の耐火能力 を有する耐火壁	DB	11条	【11条109】	E	火災の影響軽減(火災防 護対象機器等の系統分 離対策)	—	互いに相違する系列の 火災防護対象機器等は 、火災耐久試験により 3時間以上の耐火能力 を確認した隔壁等で分 離する設計とする。	—	
344	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	3時間以上の耐火能力 を有する隔壁等	DB	11条	【11条109】	E	火災の影響軽減(火災防 護対象機器等の系統分 離対策)	—	同上	—	
345	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	1時間耐火隔壁等、火 災感知設備及び自動 消火設備	DB	11条	【11条110】	E	火災の影響軽減(火災防 護対象機器等の系統分 離対策)	—	互いに相違する系列の 火災防護対象機器等は 、火災耐久試験により 1時間以上の耐火能力 を確認した隔壁等で分 離する設計とする。	—	
346	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	中央制御室及び補助盤 室の火災の影響軽減 対策(制御室内の分離 対策)	DB	11条	【11条111】 【11条115】	E	火災の影響軽減(中央制 御室の火災の影響軽減 のための対策/補助盤 室の火災の影響軽減の ための対策)	—	中央制御室制御室内の 火災防護対象機器等は 、実証試験結果に基づ く離隔距離等による分 離対策、高感度煙検出 設備の設置による早期 の火災感知及び中央制 御室に常駐する運転員 による早期の消火活動 に加え、火災により中 央制御室制御室の1つ の区画の安全機能がす べて喪失しても、他の 区画の制御室は機能が 維持されることを確認 することにより、原子 炉の高温停止及び低温 停止の達成、維持がで きることを確認し、上 記(1)と同等の火災の 影響軽減対策を講じる 設計とする。 補助盤室制御室内の火 災防護対象機器等は、 実証試験結果に基づ く離隔距離等による分 離対策、高感度煙検出 設備の設置による早期 の火災感知及び全域ガ ス消火設備による消火 に加え、火災により補 助盤室制御室の1つの 区画の安全機能がすべ て喪失しても、他の区 画の制御室は機能が維 持されることを確認す ることにより、原子炉 の高温停止及び低温停 止の達成、維持がで きることを確認し、上 記(1)と同等の火災の 影響軽減対策を講じる 設計とする。	—	
347	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	中央制御室及び補助盤 室の火災の影響軽減 対策(高感度煙検出設 備)	DB	11条	【11条111】 【11条115】	E	火災の影響軽減(中央制 御室の火災の影響軽減 のための対策/補助盤 室の火災の影響軽減の ための対策)	—	同上	—	
348	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	サーモグラフィカメラ	DB	11条	【11条114】	E	火災の影響軽減(中央制 御室の火災の影響軽減 のための対策)	—	火災の発生箇所の特定 が困難な場合も想定し 、サーモグラフィカメ ラの配備によって、火 災の発生箇所を特定 できる設計とする。	—	
349	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	原子炉格納容器内の火 災の影響軽減対策	DB	11条	【11条118】 【11条119】	E	火災の影響軽減(原子 炉格納容器内の火災の 影響軽減のための対 策)	—	原子炉格納容器内は、 プラント運転中は窒素 ガスが封入され、火災 の発生は想定されない 。窒素ガスが封入され ていない期間のほとんど は原子炉が低温停止期 間であるが、わずかに 低温停止状態ではない 期間もあることを踏ま え、上記(1)と同等の 火災の影響軽減対策を 講じる設計とする。 また、原子炉格納容器 内への持込み可燃物は 、持込み期間、可燃物 量等、運用について保 安規定に定めて、管理 する。	—	
350	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	煙の流入防止装置	DB	11条	【11条9】	E	火災の影響軽減(煙に対 する火災の影響軽減対 策)	—	火災区域又は火災区 画のファンネルは、煙 の流入防止装置の設 置によって、他の火災 区域又は火災区画から の煙の流入を防止す る設計とする。	—	
351	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	排煙設備(中央制御室)	DB	11条	【11条130】	E	火災の影響軽減(煙に対 する火災の影響軽減対 策)	—	運転員が常駐する中央 制御室には、火災発生 時の煙を排気するため 、「建築基準法」に準拠 した容量の排煙設備を 設置する設計とする。	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
352	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	可搬型排煙装置(ポンプ室)	DB※4	11.52条	【11条90】 【52条79】	E	火災の影響軽減(煙に対す る火災の影響軽減対策)	—	火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるポンプ室には、消 火活動によらなくとも迅速に消火できるように固定式消火設備を設置し、 鎮火の確認のために運転員や消防隊員がポンプ室に入る場合については、 再発火するおそれがあることから、十分に冷却時間を確保した上で 扉の開放、換気空調設備及び可搬型排煙装置により換気する設計とする。	—	※4:52条要求を含む
353	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	ケーブル処理室の火災防護対策	DB※4	11.52条	【11条64】 【11条93】 【11条134】 【52条75】 【52条82】	E	火災防護対策(ケーブル処 理室)	—	また、中央制御室及び補助盤室の床下のケーブル処理室及び計算機 室については、中央制御室からの手動操作により早期の起動も可能な 全域ガス消火設備を設置する設計とする。 ケーブル処理室は、消火活動のため2箇所の入口を設置する設計とす る。 ケーブル処理室は、異なる区分のケーブル・トレイが布設されているた め、IEEE384に基づき、互いに相違する系列間を水平方向0.9m、垂直 方向1.5mの最小分離距離を確保する設計とする。	—	※4:52条要求を含む
354	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	電気室の火災防護対策	DB※4	11.52条	【11条33】 【52条20】	E	火災防護対策(電気室)	—	電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。	—	※4:52条要求を含む
355	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	蓄電池室の火災防護対策	DB※4	11.52条	【11条21】 【11条25】 【52条15】 【52条16】	E	火災防護対策(蓄電池室)	—	蓄電池室の換気空調設備が停止した場合には、中央制御室に警報を発 する設計とする。 また、蓄電池室には、直流開閉装置やインバータを設置しない。	—	※4:52条要求を含む
356	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	ポンプ室の火災防護対策	DB※4	11.52条	【11条90】 【52条79】	E	火災防護対策(ポンプ室)	—	火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるポンプ室には、消 火活動によらなくとも迅速に消火できるように固定式消火設備を設置し、 鎮火の確認のために運転員や消防隊員がポンプ室に入る場合について は、再発火するおそれがあることから、十分に冷却時間を確保した上で 扉の開放、換気空調設備及び可搬型排煙装置により換気する設計とす る。	—	※4:52条要求を含む
357	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	中央制御室の火災防護対策	DB※4	11.52条	【11条44】 【11条64】 【11条111】 【11条112】 【11条113】 【11条114】 【11条130】 【52条38】 【52条75】	E	火災防護対策(中央制御室)	—	また、中央制御室の床面は、防火性能を有するカーペットを使用する設 計とする。 中央制御室は、消火器で消火を行う設計とし、中央制御室制御盤内の 火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を 行う設計とする。 中央制御室制御盤内の火災防護対象機器等は、実証試験結果に基づ く離隔距離等による分離対策、高感度煙検出設備の設置による早期の 火災感知及び中央制御室に常駐する運転員による早期の消火活動に 加え、火災により中央制御室制御盤の1つの区画の安全機能がすべて 喪失しても、他の区画の制御盤は機能が維持されることを確認すること により、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持ができることを確 認し、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。 離隔距離等による分離として、中央制御室制御盤については、安全系 区分ごとに別々の盤で分離する設計とし、1つの制御盤内に複数の安全 系区分のケーブルや機器を設置しているものは、安全系区分間に金属 製の仕切りを設置する。ケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても 延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えない金属外装ケーブル、難 燃ビニル電線、テフゼル電線及び難燃性ポリフレックス電線を使用し、 操作スイッチの離隔等により系統分離する設計とする。 中央制御室内には、異なる感知方式の火災感知器を設置する設計とす るとともに、火災発生時には中央制御室に常駐する運転員による早期 の消火活動によって、異なる安全系区分への影響を軽減する設計とす る。これらの火災感知器は、アナログ機能を有するものとする。これに加 えて盤内へ高感度煙検出設備を設置する設計とする。 火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラの 配備によって、火災の発生箇所を特定できる設計とする。 運転員が常駐する中央制御室には、火災発生時の煙を排気するため、 「建築基準法」に準拠した容量の排煙設備を設置する設計とする。	—	※4:52条要求を含む

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
358	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	補助盤室の火災防護対策	DB	11条	【11条115】 【11条116】 【11条117】	E	火災防護対策(補助盤室)	—	補助盤室制御盤内の火災防護対象機器等は、実証試験結果に基づく、 離隔距離等による分離対策、高感度煙検出設備の設置による早期の火 災感知及び全域ガス消火設備による消火に加え、火災により補助盤室 制御盤の1つの区画の安全機能がすべて喪失しても、他の区画の制御 盤は機能が維持されることを確認することにより、原子炉の高温停止及 び低温停止の達成、維持ができることを確認し、上記(1)と同等の火災の 影響軽減対策を講じる設計とする。 離隔距離等による分離として、補助盤室制御盤については、安全系区 分ごとに別々の盤で分離する設計とし、1つの制御盤内に複数の安全系 区分のケーブルや機器を設置しているものは、安全系区分間に金属製 の仕切りを設置する。ケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延 焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えない金属外装ケーブル、難燃ビ ニール電線、テフゼル電線及び難燃性ポリフレックス電線を使用し、操作 スイッチの離隔により系統分離する設計とする。 補助盤室内には、異なる感知方式の火災感知器を設置する設計とする とともに、火災発生時には全域ガス消火設備による消火によって、異な る安全系区分への影響を軽減する設計とする。これらの火災感知器は、 アナログ機能を有するものとする。これに加えて盤内へ高感度煙検出設 備を設置する設計とする。	—	
359	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	使用済燃料貯蔵設備及び新燃料貯蔵設 備の火災防護対策	DB※4	11.52条	【11条91】 【11条92】 【52条80】 【52条81】	E	火災防護対策(未臨界の確 保)	—	使用済燃料貯蔵設備は、水中に設置されたラックに燃料を貯蔵すること で未臨界性が確保される設計とする。 新燃料貯蔵設備については、消火活動により消火水が噴霧され、水分 雰囲気を満たされた状態となっても未臨界性が確保される設計とする。	—	※4:52条要求を含む
360	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護設 備)	—	貫通部止水処置 (除じん機エリア)	DB/SA	6.51,54条	【6条16】 【51条14】	E	津波の流入防止	—	津波防護施設として、 流路縮小工を設置し、 浸水防止設備として、防水 壁、水密扉、屋外排水路逆止弁及び床ドレン逆止弁を設置し、貫通部止 水処置を実施する設計とする。また、浸水防止設備の水密扉は、経路 からの津波の流入を防止するため、扉の閉止運用を保安規定に定めて 管理する。	—	
361	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護設 備)	—	貫通部止水処置 (T/B境界地下階)	DB/SA	6.51,54条	【6条16】 【51条14】	E	津波の流入防止	—	浸水防止設備として、防水壁、水密扉、屋外排水路逆止弁及び床ドレン 逆止弁を設置し、貫通部止水処置を実施する設計とする。また、浸水防 止設備の水密扉は、経路からの津波の流入を防止するため、扉の閉止 運用を保安規定に定めて管理する。	—	
362	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護設 備)	—	貫通部止水処置 (放水槽)	DB/SA	6.51,54条	【6条16】 【51条14】	E	津波の流入防止	—	浸水防止設備として、防水壁、水密扉、屋外排水路逆止弁及び床ドレン 逆止弁を設置し、貫通部止水処置を実施する設計とする。また、浸水防 止設備の水密扉は、経路からの津波の流入を防止するため、扉の閉止 運用を保安規定に定めて管理する。	—	
363	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護設 備)	—	取水槽水位計	DB/SA	6.51,54条	【6条41】 【51条38】	B	津波監視機能	計測範囲	津波監視設備のうち取水槽水位計は、非常用電源設備から給電し、EL- 9.3 m~10.7mを測定範囲として、原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心 スプレイ補機海水ポンプが設置された取水槽の上昇側及び下降側の水 位を中央制御室から監視可能な設計とする。	発電用原子炉施設の自然現象 等による損傷の防止に関する 説明書	
364	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護設 備)	—	津波監視カメラ	DB/SA	6.51,54条	【6条40】 【51条37】	E	津波監視機能	—	津波監視設備として、敷地への津波の繰返しの来襲を察知し津波防護 施設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するため、津波監視カメラ 及び取水槽水位計を設置する。津波監視設備のうち津波監視カメラは、 非常用電源設備から給電し、監視機能を有したカメラにより、昼夜にわ たり中央制御室から監視可能な設計とする。	—	
365	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護設 備)	—	原子炉建物燃料取替階ブローアウトパ ネル	DB/SA	12,54条	【12条34】	B	蒸気影響の軽減機能	設置枚数 開放差圧	また、主蒸気管破断事故時等には、原子炉建物内外の差圧による原子 炉建物燃料取替階ブローアウトパネル(設置枚数2枚、開放差圧6.9kPa 以下)(原子炉格納施設の設備を浸水防護施設の設備として兼用)及び 主蒸気管トンネル室ブローアウトパネル(設置枚数71枚、開放差圧 7.36kPa以上、12.26kPa以下)(原子炉格納施設の設備を浸水防護施設 の設備として兼用)の開放により、溢水防護区画内において蒸気影響を 軽減する設計とする。	安全設備及び重大事故等対処 設備が使用される条件の下に おける健全性に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
366	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護設 備)	—	主蒸気管トンネル室ブローアウトパ ネル	DB/SA	12,54条	【12条34】	B	蒸気影響の軽減機能	設置枚数 開放差圧	また、主蒸気管破断事故時等には、原子炉建物内外の差圧による原子 炉建物燃料取替階ブローアウトパネル(設置枚数2枚、開放差圧6.9kPa 以下)(原子炉格納施設の設備を浸水防護施設の設備として兼用)及び 主蒸気管トンネル室ブローアウトパネル(設置枚数71枚、開放差圧 7.36kPa以上、12.26kPa以下)(原子炉格納施設の設備を浸水防護施設 の設備として兼用)の開放により、溢水防護区画内において蒸気影響を 軽減する設計とする。	安全設備及び重大事故等対処 設備が使用される条件の下に おける健全性に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
367	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護設 備)	—	床ドレン逆止弁	DB/SA	12.54条	【12条28】	E	溢水伝播防止機能	—	没水の影響により、防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失 高さを確保できないおそれがある場合は、溢水水位を上回る高さまで、 溢水により発生する水圧に対して止水性(以下「止水性」という。)を維持 する壁、扉、堰、床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置により溢水伝播を 防止するための対策を実施する。	発電用原子炉施設の溢水防護 に関する説明書	
368	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護設 備)	—	貫通部止水処置	DB/SA	12.54条	【12条28】	E	溢水伝播防止機能	—	没水の影響により、防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失 高さを確保できないおそれがある場合は、溢水水位を上回る高さまで、 溢水により発生する水圧に対して止水性(以下「止水性」という。)を維持 する壁、扉、堰、床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置により溢水伝播を 防止するための対策を実施する。	発電用原子炉施設の溢水防護 に関する説明書	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

No.	申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称									
369	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施設)	—	大型タンク隔離システム	DB/SA	12.54条	【12条28】	D	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	復水輸送系配管、制御棒駆動系配管、消火系配管及び補給水系配管の破損による溢水量低減については、地震時に各配管の破損箇所からの溢水を自動隔離するため、大型タンク隔離システム(大型タンク遮断弁及び制御盤)により、地震大信号(原子炉スクラム)発信後約1分で大型タンク遮断弁を自動閉止する設計とする。	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	
370	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施設)	—	燃料プール冷却系弁閉止システム	DB/SA	12.54条	【12条28】	D	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	燃料プール冷却系配管の破損による溢水量低減については、地震時に燃料プール冷却系配管の破損箇所からの溢水を自動隔離するため、燃料プール冷却系弁閉止システム(燃料プール冷却系弁及び制御盤)により、地震大信号(原子炉スクラム)発信後約1分で燃料プール冷却系弁を自動閉止する設計とする。	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	
371	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施設)	—	循環水系隔離システム	DB/SA	12.54条	【12条37】	D	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	循環水系配管の破損による溢水量低減については、地震時に循環水系配管の破損箇所からの溢水を早期に検知し、自動隔離を行うために、循環水系隔離システム(漏えい検知器、循環水系弁及び制御盤)により、漏えい検知信号及び地震大信号(原子炉スクラム)発信後約1分で循環水系弁を自動閉止する設計とする。	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	
372	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施設)	—	地下水位低下設備	DB/SA	12.54条	【12条38】	B	溢水による損傷防止	容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲	地下水に対しては、地下水位低下設備の停止により建物周囲の水位が周辺の地下水位まで上昇することを想定し、建物外周部における壁、扉、堰等により溢水防護区画を内包する建物内への流入を防止する設計とし、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計とする。さらに、耐震性を有する地下水位低下設備(施設共通(地震)の設備を浸水防護施設の設備として兼用)により地下水の水位上昇を抑制し、溢水防護区画を内包する建物内へ伝播しない設計とする。	耐震の基本方針の別添1「地下水位低下設備の設計方針」	施設共通(地震)の兼用
373	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施設)	—	被水防護カバー	DB/SA	12.54条	【12条30】	D	被水影響の軽減機能	—	防護すべき設備のうち、浸水に対する保護構造を有している設備は、評価された被水条件を考慮しても要求される機能を損なうおそれがない設計とする。浸水に対する保護構造を有していない設備は、機能を損なうおそれがない配置、保護カバーによる要求される機能を損なうおそれがない設計又は被水の影響がないよう、水消火を行わない消火手段(全域ガス消火設備等)を採用する等により、被水の影響がない設計とする。	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	
374	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施設)	—	通水扉	DB/SA	12.54条	【12条40】	E	溢水に対する排水機能	—	通水扉のうち、地震時及び地震後において期待する通水扉については、基準地震動Ss1による地震力に対し、発生を想定する溢水に対する排水機能を損なうおそれがない設計とする。	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	
375	その他発電用原子炉の 附属施設(緊急時対策所)	—	差圧計	SA	76条	【76条15】	B	居住性の確保	個数 計測範囲	差圧計(個数1、計測範囲0~500Pa)は、緊急時対策所の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できる設計とする。	緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	放射線管理施設の兼用
376	その他発電用原子炉の 附属施設(緊急時対策所)	—	酸素濃度計	DB/SA	46.76条	【46条7】 【76条19】	B	酸素濃度測定機能	個数	緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計(個数1(予備1))及び二酸化炭素濃度計(個数1(予備1))を保管する設計とする。	緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	
377	その他発電用原子炉の 附属施設(緊急時対策所)	—	二酸化炭素濃度計	DB/SA	46.76条	【46条7】 【76条19】	B	二酸化炭素濃度測定機能	個数	同上	緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	
378	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施設)	—	タービン補機海水系隔離システム	DB/SA	6.51,54条	【6条22】 【51条19】	B	津波に対する隔離機能	自動隔離時間	浸水防護重点化範囲への津波の流入を防止するため、タービン補機海水系隔離システム(漏えい検知器、タービン補機海水ポンプ出口弁及び制御盤)で構成し、タービン補機海水系配管の破損箇所からの溢水を検知し、漏えい検知信号及び地震大信号(原子炉スクラム信号)発信後約60秒で自動閉止するインターロックにより、津波襲来前に閉止する設計とする。	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についての「3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」による。

2. 比較表 (技術基準要求機器リスト)

No.	施設区分 (電巻)	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		島根2号	島根2号	
1	施設共通 (電巻)	防護ネット	電巻防護ネット (建屋開口部電巻防護ネット)	材料 線径 網目寸法 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	材料 線径 網目寸法 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	取水槽海水ポンプエリア防護対策設備 (電巻防護ネット、電巻防護鋼板及び 保線により構成する。)	材料 線径 網目寸法 厚さ 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	差異なし。	
2	施設共通 (電巻)	防護鋼板	電巻防護鋼板 (換気空調系ダクト防護 壁) 電巻防護鋼板 配管防護壁 電巻防護鋼板 (非常用ディーゼル発電 設備燃料移送ポンプ防護板) 電巻防護鋼板 (非常用ディーゼル発電 設備燃料移送配管防護板)	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	取水槽頭部海水ポンプエリア防護対策設 備 (電巻防護鋼板及び梁柵により構成 する。)	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	差異なし。	
3	施設共通 (電巻)	扉	電巻防護扉	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	燃料移送ポンプエリア防護対策設備 (電巻防護鋼板及び梁柵により構成す る。)	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	差異なし。	
4	施設共通 (電巻)					建物開口部防護対策設備 (電巻防護 ネット、電巻防護鋼板及び梁柵により 構成する。)	材料 線径 網目寸法 厚さ 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	島根2号では、電巻防護対策 設備の個別名称の設定の違い による差異。	
5	施設共通 (電巻)		電巻防護フード (建屋開口 部電巻防護鋼製フード) 電巻防護フード (建屋開口 部電巻防護コンクリート製フード)	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書			柏崎7号と設備構成の差異で あり、島根2号では電巻に対 する防護対策施設は、電巻防 護ネット及び電巻防護鋼板と してしている。	

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		高根2号		
6	施設共通 (火山)		非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板 非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板		—	取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備	—	東海第二とは、火山に関する防護設計方針の差異	
7	施設共通 (火山)				発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	ディーゼル燃料移送ポンプ防護対策設備	—	東海第二とは、火山に関する防護設計方針の差異	
8	施設共通 (外部火災)		非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板		—		発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	高根2号では防護板なしで評価結果を満足するため、対象設備なし。	
9	施設共通 (アクセルート)	ホイールローダ	ホイールローダ (6,7号機共用)	台数	台数	ホイールローダ	台数	差異なし。	
10	施設共通 (地震)	原子炉建屋地下排水設備	7号機地下排水設備 5号機地下排水設備 (6,7号機共用)	容量 揚程 原動機出力 個数 計測範囲	容量 揚程 原動機出力 個数 計測範囲	地下水位低下設備	容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲 地下水位低下設備の設計方針	差異なし。	

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		高根2号	高根2号	
11	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	静的サイフォンブレイカ	サイフォンブレイク孔	—	—	サイフォンブレイク配管	—	—	差異なし。
12	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料プール監視カメラ	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	個数	個数	燃料プール監視カメラ (S A)	個数	個数	使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
				使用済燃料貯蔵槽の水深の遮断能力に関する説明書	使用済燃料貯蔵槽の水深の遮断能力に関する説明書				
13	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料プール用空冷装置	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置	個数	個数	燃料プール監視カメラ用冷却設備	個数	個数	設定根拠に関する説明書 (別添)
				容量	容量		容量	容量	
14	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	汚濁防止膜 (可搬型)	汚濁防止膜 (6, 7号機共用)	高さ	高さ	シルトフェンス	高さ	高さ	設定根拠に関する説明書 (別添)
				幅	幅		幅	幅	
15	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	放射線物質吸着材	放射線物質吸着材 (6, 7号機共用)	重量	重量	放射線物質吸着材	重量	重量	東海第二は、汚濁防止膜設置のみで海洋防汚対策を実施するため、対象設備なし。
				放射線物質吸着材	放射線物質吸着材		放射線物質吸着材	放射線物質吸着材	

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		高根2号	高根2号	
16	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	東海第二	小型船舶（汚濁防止膜設置用）（6,7号機共用）		個数 設定根拠に関する説明書（別添）	小型船舶	個数 設定根拠に関する説明書（別添）	東海第二は、汚濁防止膜設置に小型船舶を使用しないため、対象設備なし。	
17	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	東海第二	可搬型計測器（6,7号機共用）（予備）		個数 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	可搬型計測器	個数 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	東海第二は計測制御システム設置に並載しており、柏崎7号は並載なし。	
18	原子炉冷却システム施設	東海第二	フィルタ装置	pH	pH 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書		pH 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	東海第二及び柏崎7号は、申請対象設備であるのに対し、高根2号の格納容器フィルタベント系は、系統待機時に十分な量の薬品を保有しており、原子炉格納容器から移行する酸の量に対し、アルカリ性を維持可能であるため、備え付けられた格納容器（薬品注入タンク）を自主に対策設備として設置している。	
19	原子炉冷却システム施設	東海第二	遠隔手動弁操作機構	個数	個数 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	遠隔手動弁操作機構	個数 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	差異なし。	

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称 島根2号	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		東海第二	島根2号	
20	原子炉冷却 系統施設	第二弁操作装置遮蔽 (放射線管理施設)に記載。記載内容比較のため転記)	速達装置駆動弁操作設備遮蔽 (原子炉格納施設)に記載。記載内容比較のため転記)	材料 厚さ	材料 厚さ	原子炉格納容器 (サブプレッションチェンバ)	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	東海第二及び柏崎7号は、申請対象設備であるのに対し、島根2号は、遠隔手動弁操作機構の設置場所を原子炉建屋付属体内とする事で放射線防護を考慮した設計としているため、対象設備なし。
		原子炉冷却 系統施設	原子炉格納施設	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書				
21	原子炉冷却 系統施設	原子炉格納施設	原子炉格納施設	系統設計流量	系統設計流量	原子炉格納施設 (サブプレッション系)	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	東海第二及び柏崎7号は、申請対象設備であるのに対し、島根2号は、新規制基準施行以前にアクシデントマネジメント対策として設置しており、必要な容量を有する設備であるが、格納容器フィルタイベント系を新たに重大事故等対応設備として設置することから、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための自主対策設備として位置付けているため、申請対象外としている。
		原子炉冷却 系統施設	原子炉格納施設	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書				
22	原子炉冷却 系統施設	原子炉格納施設	原子炉格納施設	系統設計流量	系統設計流量	原子炉格納施設 (サブプレッション系)	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	差異なし。
		原子炉冷却 系統施設	原子炉格納施設	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書				
23	原子炉冷却 系統施設	原子炉格納施設	原子炉格納施設	容量 個数	容量 個数	原子炉格納容器 (サブプレッションチェンバ)	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	差異なし。
		原子炉冷却 系統施設	原子炉格納施設	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書				

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要のある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		東海第二	高根2号	
24	原子炉冷却システム施設		水酸化ナトリウム水溶液 (6.7号機共用)		容量 pH				東海第二及び柏崎7号は、申請対象設備であるのに対し、高根2号の格納容器フィルタメント系は、系統母機時に十分な量の薬品を保有しており、原子炉格納容器から移行する酸の量に対し、アルカリ性を維持可能であるため、補給設備(薬品注入タンク)を自主対策設備として設置している。
25	原子炉冷却システム施設		遠隔空気駆動弁操作設備		個数				東海第二と差異なし。柏崎7号は、申請対象設備であるのに対し、高根2号は、排気路に設置される隔離弁は、電動弁のみで構成し、空気作動弁は設置していないため、対象設備なし。
26	原子炉冷却システム施設		燃料取扱部床ブローアウトパネル		設置枚数 開放差圧	原子炉建物燃料取扱部床ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧		東海第二のブローアウトパネルは、インターフェースシステムLOCA時の開放に期待していないため、申請対象外
									安全設備及び重大事故等対策設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号	高橋2号	高橋2号			
27	計測制御系統施設	フィルタ装置入口水素濃度 フィルタ装置水位 フィルタ装置圧力 フィルタ装置スクラビング水温度 残留熱除去系水素系系統流量 緊急用海水系流量 (残留熱除去系熱交換器) 緊急用海水系流量 (残留熱除去系補機) 常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力 常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力 代替機備用冷却系ポンプ吐出圧力 原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力 高圧炉心スプレレイ系ポンプ吐出圧力 低圧炉心スプレレイ系ポンプ吐出圧力 残留熱除去系ポンプ吐出圧力	装置水素濃度 装置水位 装置入口圧力 装置スクラビング水pH 装置金属風水素系系統流量 原子炉補機冷却水系系統流量 残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量 復水移送ポンプ吐出圧力 原子炉圧力容器温度	個数 計測範囲	個数 計測範囲	第1ベントフイルタ出口水素濃度 スクラビング装置水位 スクラビング装置圧力 スクラビング装置温度 残留熱除去系熱交換器冷却水流量 低圧原子炉代替注水ポンプ吐出圧力 原子炉隔離時冷却ポンプ吐出圧力 高圧炉心スプレレイポンプ吐出圧力 残留熱除去系ポンプ吐出圧力 原子炉圧力容器温度 (S A)	東海第二及び柏崎7号とは系統構成及び基本設計方針記載対象設備の差異			
28	計測制御系統施設	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	個数 計測範囲 検出器種類	個数 計測範囲 検出器の種類 計測範囲 個数	静的触媒式水素処理装置入口温度 静的触媒式水素処理装置出口温度	検出器の種類 個数 計測範囲 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	差異なし。		
29	計測制御系統施設	可搬型計測器 可搬型計測器 (備)	可搬型計測器 (6, 7号機共用) (予備)	個数 計測範囲 検出器の種類 計測範囲 個数	個数 計測範囲 検出器の種類 計測範囲 個数	可搬型計測器	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	差異なし。		

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		東海第二	高根2号	
30	計測制御系統施設	東海第二	格納容器内ガスサンプリング装置	圧縮機吐出圧力 圧縮機容量 冷却器容量 葉巻ポンペ個数 空調機容量	個数 吐出圧力 容量	格納容器ガスサンプリング装置 (格納容器水素濃度 (S A)) 及び格納容器酸素濃度 (S A))	個数 吐出圧力 容量	東海第二は差異なし、柏崎7号は既設の計測装置を使用するのに対し高根2号が計測装置を新設することによる構成の差異	
				格納容器内ガスサンプリング装置	設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)	東海第二は計測装置を新設するのに対し高根2号が既設の計測装置を使用することによる設備構成の差異、柏崎7号は申請対象設備を高根2号よりも細分化していることによる差異	
31	計測制御系統施設	東海第二	格納容器内ガスサンプリング装置	圧縮機吐出圧力 圧縮機容量 冷却器容量 葉巻ポンペ個数 空調機容量	個数 伝熱面積	格納容器ガスサンプリング装置 (格納容器水素濃度 (B 系)) 及び格納容器酸素濃度 (B 系))	個数 吐出圧力 容量	東海第二は計測装置を新設するのに対し高根2号が既設の計測装置を使用することによる設備構成の差異、柏崎7号は申請対象設備を高根2号よりも細分化していることによる差異	
				格納容器内ガスサンプリング装置	設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)	東海第二は計測装置を新設するのに対し高根2号が既設の計測装置を使用することによる設備構成の差異、柏崎7号は申請対象設備を高根2号よりも細分化していることによる差異	
32	計測制御系統施設	東海第二	格納容器内ガスサンプリング装置	圧縮機吐出圧力 圧縮機容量 冷却器容量 葉巻ポンペ個数 空調機容量	個数 伝熱面積	格納容器ガスサンプリング装置 (格納容器水素濃度 (S A)) 及び格納容器酸素濃度 (S A))	個数 吐出圧力 容量	東海第二は差異なし、柏崎7号は既設の計測装置を使用するのに対し高根2号が計測装置を新設することによる構成の差異	
				格納容器内ガスサンプリング装置	設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)	東海第二は計測装置を新設するのに対し高根2号が既設の計測装置を使用することによる設備構成の差異、柏崎7号は申請対象設備を高根2号よりも細分化していることによる差異	
33	計測制御系統施設	東海第二	格納容器内ガス冷却器	圧縮機吐出圧力 圧縮機容量 冷却器容量 葉巻ポンペ個数 空調機容量	設定根拠に関する説明書 (別添)	格納容器ガスサンプリング装置 (格納容器水素濃度 (B 系)) 及び格納容器酸素濃度 (B 系))	個数 吐出圧力 容量 伝熱面積	東海第二は計測装置を新設するのに対し高根2号が既設の計測装置を使用することによる設備構成の差異、柏崎7号は申請対象設備を高根2号よりも細分化していることによる差異	
				格納容器内ガス冷却器	設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)	東海第二は計測装置を新設するのに対し高根2号が既設の計測装置を使用することによる設備構成の差異、柏崎7号は申請対象設備を高根2号よりも細分化していることによる差異	
34	計測制御系統施設	東海第二	非常用葉巻供給系高圧葉巻ポンペ	空調機容量				高根2号は、逃がし安全弁葉巻ガス供給系により全てのSWに葉巻供給し動作可能な設計としているため、葉巻ガス代替供給設備は自主対策設備としており、申請対象外	
				設定根拠に関する説明書 (別添)				高根2号は、逃がし安全弁葉巻ガス供給系により全てのSWに葉巻供給し動作可能な設計としているため、葉巻ガス代替供給設備は自主対策設備としており、申請対象外	
35	計測制御系統施設	東海第二	非常用駆動系高圧葉巻ポンペ	空調機容量				高根2号は、逃がし安全弁葉巻ガス供給系により全てのSWに葉巻供給し動作可能な設計としているため、葉巻ガス代替供給設備は自主対策設備としており、申請対象外	
				設定根拠に関する説明書 (別添)				高根2号は、逃がし安全弁葉巻ガス供給系により全てのSWに葉巻供給し動作可能な設計としているため、葉巻ガス代替供給設備は自主対策設備としており、申請対象外	

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		東海第二	柏崎7号	
36	計測制御系 施設	東海第二	柏崎7号	自動減圧系の起動阻止スイッチ	個数	自動減圧起動阻止スイッチ	個数	柏崎7号との差異	柏崎7号とは差異なし。 東海第二とは申請方針の差異
					稼働用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書	稼働用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書	稼働用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書		
37	計測制御系 施設	東海第二	柏崎7号	自動減圧系の起動阻止スイッチ	個数	代替自動減圧起動阻止スイッチ	個数	東海第二との差異	東海第二は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動減圧起動阻止スイッチ及び代替自動減圧起動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置している。
					稼働用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書	稼働用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書	稼働用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書		
38	放射線管理 施設	東海第二	柏崎7号	可搬型ダスト・よう素サンブラ (6,7号機共用)	個数	可搬型ダスト・よう素サンブラ	個数	差異なし。	差異なし。
					管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書		
39	放射線管理 施設	東海第二	柏崎7号	小型船舶 (海上モニタリング用) (6,7号機共用)	個数	小型船舶	個数	東海第二との差異	東海第二は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動減圧起動阻止スイッチ及び代替自動減圧起動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置している。
					設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)		
40	放射線管理 施設	東海第二	柏崎7号	可搬型気象観測装置	個数	可搬型気象観測装置	個数	東海第二との差異	東海第二は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動減圧起動阻止スイッチ及び代替自動減圧起動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置している。
					環境測定装置の取付箇所を明示した図面 (その1)	環境測定装置の取付箇所を明示した図面 (その1)	環境測定装置の取付箇所を明示した図面 (その1)		
41	放射線管理 施設	東海第二	柏崎7号	中央制御室待避室差圧計	個数	中央制御室の居住性に関する説明書	個数	東海第二との差異	東海第二は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動減圧起動阻止スイッチ及び代替自動減圧起動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置している。
					計測範囲	計測範囲	計測範囲		

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要のある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		高根2号	高根2号	
42	放射線管理施設	緊急時対策用差圧計 (東海、東海第二発電所共用)		個数 計測範囲 緊急時対策所の居住性に関する説明書	個数 計測範囲	差圧計	個数 計測範囲 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	東海第二とは差異はなし、柏崎7号は、申請施設区分を緊急時対策所としていることによる差異	
43	放射線管理施設	第二弁操作室差圧計		個数 計測範囲 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書				島根2号は、現場操作でのベント操作を実施した後、中央制御室に待避する運用としており、操作場所の隔壁化設備は不要であるため、対象設備なし。	
44	放射線管理施設	第二弁操作室遮蔽		材料 厚さ 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書				島根2号は、遠隔手動弁操作機構の設置場所を原子炉建物付属棟内とすることで放射線防護を考慮した設計としているため、対象設備なし。	
45	放射線管理施設		5号機原子炉建屋内緊急時対策用乾電池内蔵型照明(ランタナイト) (6,7号機共用)	個数 非常用照明に関する説明書	個数 非常用照明に関する説明書		個数 非常用照明に関する説明書	島根2号は、チェンジングエリアの照明について記載しており、緊急時対策所チェンジングエリアは、常設照明により照度を確保するため、対象設備なし。	
46	放射線管理施設		中央制御室用乾電池内蔵型照明(ランタナイト) (6,7号機共用)	個数 非常用照明に関する説明書	個数 非常用照明に関する説明書	チェンジングエリア用照明	個数 非常用照明に関する説明書	柏崎7とは差異なし、東海第二は、計測制御系統施設の使用することによる差異	

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号	東海第二	高根2号	東海第二	高根2号	
47	原子炉格納施設	サブレーション・チェンバ	原子炉格納容器 (サブレーション・チェンバ)	容量 個数 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	容量 個数 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	原子炉格納容器 (サブレーション・チェンバ)	容量 個数 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	容量 個数 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	差異なし。	
48	原子炉格納施設	コリウムシールド	コリウムシールド	高さ 厚さ 材料 個数 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	高さ 厚さ 材料 個数 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	コリウムシールド	高さ 厚さ 材料 個数 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	高さ 厚さ 材料 個数 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	差異なし。	
49	原子炉格納施設	格納容器床ドレンサンプ導入管		高さ 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書					ベデスタル排水系は、東海第二特有の設備であり、高根2号は対象設備なし。	
50	原子炉格納施設	格納容器床ドレンサンプスリット		高さ 幅 厚さ 材料 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書					ベデスタル排水系は、東海第二特有の設備であり、高根2号は対象設備なし。	
51	原子炉格納施設	格納容器機器ドレンサンプスリット		高さ 幅 厚さ 材料 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書					ベデスタル排水系は、東海第二特有の設備であり、高根2号は対象設備なし。	

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		高根2号		
52	原子炉格納施設	消消火薬剤容器 (大型ポンプ用)	消消火薬剤 (6, 7号機共用)	容量 個数	容量	消消火薬剤容器	容量 個数	差異なし。	
				設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)		設定根拠に関する説明書 (別添)		
53	原子炉格納施設	消消火薬剤容器	消消火薬剤混合装置 (6, 7号機共用)	個数	個数		個数	島根2号は、大型送水ポンプ車により消消火薬剤容器から消消火薬剤を吸引、混合するため、対象設備なし。	
				設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)		設定根拠に関する説明書 (別添)		
54	原子炉格納施設	耐圧強化ベント系	耐圧強化ベント系 (系統設計流量)	系統設計流量	系統設計流量		系統設計流量	島根2号の耐圧強化ベントラインは、新規制基準施行以前にアクシデントマネジメント対策として設置しており、必要な容量を有する設備であるが、格納容器フィルタベント系を新たに重大事故等対策設備として設置することから、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための自主対策設備として位置付けているため、対象設備なし。	
				原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		
55	原子炉格納施設	格納容器圧力逃がし装置	格納容器圧力逃がし装置 (系統設計流量)	系統設計流量	系統設計流量	格納容器フィルタベント系 (系統設計流量)	系統設計流量	差異なし。	
				原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		
56	原子炉格納施設	フィルタ装置	フィルタ装置 (pH)	pH	pH		pH	東海第二及び柏崎7号は、申請対象設備であるのに対し、島根2号の格納容器フィルタベント系は、系統待機時に十分な量の薬品を保有しておける原子炉格納容器から移行する際の重みに対し、アルカリ性を維持可能であるため、備給設備 (薬品注入タンク) を自主対策設備として設置しているため、申請対象外として	
				原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		高根2号		
57	原子炉格納施設		水酸化ナトリウム水溶液 (6.7号機共用)		容量 phi				東海第二及び柏崎7号は、申請対象設備であるのに対し、高根2号の格納容器(フィルタドレン)系は、系統待機時に十分な量の薬品を保持しておおる際、原子炉格納容器から移行する薬品の量に対し、アルカリ性を維持可能であるため、備給設備(薬品注入タンク)を自主対策設備として設置しているため、申請対象外としている。
58	原子炉格納施設	移送ポンプ			容量 揚程 個数				柏崎7号とは差異なし。 東海第二は、申請対象設備であるのに対し、高根2号の格納容器(フィルタドレン)系は、事象発生後7日間、スクラブとシグ水の補給及び排水設備を使用しなくても、フィルタ機能を維持することができ設計としており、補給及び排水設備を自主対策設備としているため、申請対象外としている。
59	原子炉格納施設	第二弁操作室遮蔽 (放射線管理施設に記載。記載内容比較のため転記)	遠隔手動弁操作設備遮蔽		材料 厚さ	材料 厚さ	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書		高根2号は、遠隔手動弁操作設備の設置場所を原子炉建物内とすることで放射線防護を考慮した設計としているため、対象設備なし。
60	原子炉格納施設	遠隔人力操作機構	遠隔手動弁操作設備		個数	個数	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	個数	差異なし。

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		高根2号		
61	原子炉格納施設		遠隔空気駆動弁操作設備		個数 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書				東海第二と差異なし。柏崎7号は、申請対象設備であるのに対し、高根2号は、排吐経路に設置される隔離弁は、電動弁のみで構成し、空気作動弁は設置していないため、対象設備なし。
62	原子炉格納施設	汚濁防止膜 (可搬型)	汚濁防止膜 (6, 7号機共用)	高さ 幅 個数	高さ 幅 個数 設定根拠に関する説明書 (別添)	シルトフェンス	高さ 幅 個数 設定根拠に関する説明書 (別添)		差異なし。
63	原子炉格納施設		小型船舶 (汚濁防止膜設置用) (6, 7号機共用)		個数 設定根拠に関する説明書 (別添)	小型船舶	個数 設定根拠に関する説明書 (別添)		東海第二は、汚濁防止膜設置に小型船舶を使用しないため、対象設備なし。
64	原子炉格納施設	原子炉建屋外側ブローアウトパネル	燃料取扱群床ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故発見如設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	原子炉建物燃料取扱群床ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故発見如設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		差異なし。
65	原子炉格納施設		主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故発見如設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故発見如設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		柏崎7号とは差異なし。東海第二とは、溢水に関する防護設計方針の差異

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		高根2号	高根2号	
66	原子炉格納施設	ブローアウトバトネル閉止装置	燃料取扱替床ブローアウトバトネル閉止装置	個数	個数	原子炉建屋燃料取扱替床ブローアウトバトネル閉止装置	個数	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	差異なし。
				安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書				
67	原子炉格納施設		放射線物質吸着材 (6,7号機共用)	重量	重量	放射線物質吸着材	重量	東海第二は、汚濁防止施設のみで海流拡散抑制対策を実施するため、対象設備なし。	
				設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)				
68			メタルクラッド閉閉装置 (7C, 7D)	電圧 電流 個数	容量 個数	メタルクラッド閉閉装置 (7C, 7D)	容量 個数	差異なし。	
				設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)				
69	その他発電用原子炉の附属施設 (非常用電源設備)		メタルクラッド閉閉装置	—	—	メタルクラッド閉閉装置	—	差異なし。	
				非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書				
70			メタルクラッド閉閉装置 (7E)	容量 個数	容量 個数	メタルクラッド閉閉装置 (7E)	容量 個数	島根2号は、BWR-5のため区分Ⅲの非常用母線はHPCS系統とされている。	
				設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)				
71			メタルクラッド閉閉装置 (7E)	—	—	メタルクラッド閉閉装置 (7E)	—	島根2号は、BWR-5のため区分Ⅲの非常用母線はHPCS系統とされている。	
				非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書				

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		高根2号	高根2号	
72	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	東海第二 メタルクラッド閉閉装置HPCS	柏崎7号	電圧 電流 母線数	柏崎7号	高根2号 メタルクラッド閉閉装置HPCS	容量 個数	柏崎7号は、ABWRのためHPCS専用の電源系統がなく、対象設備なし。	
				設定根拠に関する説明書(別添)			設定根拠に関する説明書(別添)		
73	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	東海第二 メタルクラッド閉閉装置HPCS	柏崎7号	/		高根2号 メタルクラッド閉閉装置HPCS	—	柏崎7号は、ABWRのためHPCS専用の電源系統がなく、対象設備なし。	
				/			非常用発電装置の出力の決定に関する説明書		
74	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	東海第二 パワーセンタ	柏崎7号	電圧 電流 個数	容量 個数	高根2号 ロードセンタ	容量 個数	差異なし。	
				設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)		設定根拠に関する説明書(別添)		
75	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	東海第二 パワーセンタ	柏崎7号	/		高根2号 ロードセンタ	—	差異なし。	
				/			非常用発電装置の出力の決定に関する説明書		
76	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	東海第二 モータコントロールセンタ	柏崎7号	電圧 電流 個数	容量 個数	高根2号 コントロールセンタ	容量 個数	差異なし。	
				設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)		設定根拠に関する説明書(別添)		
77	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	東海第二 モータコントロールセンタ	柏崎7号	/		高根2号 コントロールセンタ	—	差異なし。	
				/			非常用発電装置の出力の決定に関する説明書		

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称 高根2号	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		高根2号		
78	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	モータコントロールセンタHPCS		電圧	/	コントロールセンタHPCS	容量 個数	設定根拠に関する説明書(別添)	柏崎7号は、ABWRのためHPCS専用の電源系統がなく、対象設備なし。
				電流					
79	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	モータコントロールセンタHPCS		電圧	/	コントロールセンタHPCS	容量 個数	設定根拠に関する説明書(別添)	柏崎7号は、ABWRのためHPCS専用の電源系統がなく、対象設備なし。
				電流					
80	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	動力変圧器	動力変圧器	電圧	/	動力変圧器	容量 個数	設定根拠に関する説明書(別添)	差異なし。
				電流					
81	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	動力変圧器HPCS		電圧	/	動力変圧器HPCS	容量 個数	設定根拠に関する説明書(別添)	柏崎7号は、ABWRのためHPCS専用の電源系統がなく、対象設備なし。
				電流					

No.	施設区分	申請対象設備機器名称			明確にする必要がある仕様及び説明書			差異理由	
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号	高根2号			
82	その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備）	<p>緊急用断路器 緊急用メタリックラックラック下開閉装置 緊急用動力変圧器 緊急用パワーセクタ 緊急用モータ コントロールセンター 緊急用計装交流主母線盤 緊急用電源切替装置 緊急用無停電計装分電盤 緊急用直流125V主母線盤 緊急用直流125Vモータコントロールセンター</p> <p>緊急用直流125V計装分電盤 緊急用直流125Vメタリックラックラック下開閉装置 緊急用直流125V動力変圧器（東海、東海第二） 緊急用直流125V主母線盤（東海、東海第二） 緊急用直流125Vモータコントロールセンター 緊急用直流125V計装分電盤（東海、東海第二） 緊急用直流125V主母線盤（東海、東海第二） 緊急用直流125V分電盤（東海、東海第二） 緊急用直流125V分電盤（東海、東海第二） 緊急用直流125V分電盤（東海、東海第二） 緊急用直流125V分電盤（東海、東海第二） 緊急用直流125V分電盤（東海、東海第二） 緊急用直流125V分電盤（東海、東海第二） 緊急用直流125V分電盤（東海、東海第二）</p>	<p>緊急用断路器 (6, 7号機共用) AM用動力変圧器 (6, 7号機共用) AM用MCC (7B-1A, 7B-1B, 7B-1C) AM用MCC (7B-1D) 緊急用電源切替装置 緊急用電源切替装置 AM用切替盤 (7A) 直流125V充電器 (7A-2) 直流125V充電器 (7B) 直流125V充電器 (7C, 7D) 直流125V主母線盤 (7A) 直流125V主母線盤 (7B) 直流125V主母線盤 (7C, 7D) 直流125V HPAC MCC 125V同時投入防止用切替装置 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤 (6, 7号機共用) 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用主母線盤 (6, 7号機共用) 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤 (6, 7号機共用) 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤 (6, 7号機共用) 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤 (6, 7号機共用) 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤 (6, 7号機共用) 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤 (6, 7号機共用)</p>	<p>電圧 電流 個数</p>	<p>容量 個数</p>	<p>緊急用メタクラ 高圧発電機接続プラグ取締箱 緊急用メタクラ接続プラグ盤 SAロードセクタ SA1コントロールセンター SA2コントロールセンター 充電器電源切替盤 SA電源切替盤 緊急時対策所 緊急時対策所 緊急時対策所 緊急時対策所 緊急時対策所 緊急時対策所 緊急時対策所 無停電分電盤1 無停電分電盤2 直流115V充電器 2300V系充電器 (RCIC) A-115V系充電器 B-115V系充電器 高圧炉心スプレレイ系充電器 原子炉中性子計装用充電器 2300V系直流盤 (RCIC) 2300V系直流盤 (常用) 115V直流盤 中性子計装分電盤 HPAC直流コントロールセンター SA対策設備用分電盤 (2) SRV用電源切替盤</p>	<p>容量 個数</p>	<p>設定根拠に関する説明書 (別添)</p>	<p>高根2号として必要な電源盤類を抽出している。</p>

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		東海第二	島根2号	
83	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)		5. 号機電力保安通信用電話設備用48V蓄電池(6,7号機共用) 送受話器(ハンズリング)用48V蓄電池(6,7号機共用)		容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)			柏崎7号は設備構成の差異であり、島根2号では、非常用ディゼゼル発電機より電源を供給するため対象設備なし。	
84	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)		可搬ケーブル(6,7号機共用)		容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	可搬ケーブル		柏崎7号は差異なし。東海第二は、常設の緊急時対策用発電機のため、対象設備なし。	
85	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)		号炉間電力融通ケーブル(常設)(6,7号機共用)		容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)			柏崎7号は複数号機申請であるが、島根2号は単号機申請のため、号炉間電力融通設備は申請対象外である。(自主対策設備として設置)	
86	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)		号炉間電力融通ケーブル(可搬型)(6,7号機共用)		容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)			柏崎7号は複数号機申請であるが、島根2号は単号機申請のため、号炉間電力融通設備は申請対象外である。(自主対策設備として設置)	
87	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)					モニタリングポスト用無停電電源装置(1号機設備, 1, 2, 3号機共用)		島根2号は、モニタリングポスト用無停電電源装置を保安電源設備と位置付けているため、申請対象としている。	

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		高根2号	高根2号	
88	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)	取水ピット水位計	取水槽水位計	個数 計測範囲	計測範囲	取水槽水位計	計測範囲	取水槽水位計	差異なし。
				環状測定装置の取付箇所を明示した図面津波監視設備 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書		発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書		
89	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)	潮位計		個数 計測範囲	計測範囲		計測範囲		東海第二とは津波監視設備の差異であり、柏崎7号と同様に対象設備なし。
				環状測定装置の取付箇所を明示した図面津波監視設備 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書					
90	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)			自動隔離時間	自動隔離時間	大型タンク隔離システム	自動隔離時間	自動隔離時間	浸水に関する防護設計方針の差異であり、島根2号特有の設備
				発電用原子炉施設の浸水防護に関する説明書	発電用原子炉施設の浸水防護に関する説明書		発電用原子炉施設の浸水防護に関する説明書		
91	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)			自動隔離時間	自動隔離時間	燃料プール冷却系弁閉止システム	自動隔離時間	自動隔離時間	浸水に関する防護設計方針の差異であり、島根2号特有の設備
				発電用原子炉施設の浸水防護に関する説明書	発電用原子炉施設の浸水防護に関する説明書		発電用原子炉施設の浸水防護に関する説明書		

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		高根2号		
92	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)	循環水系隔離システム(検知制御盤及び検知監視盤)	循環水系隔離システム	自動隔離時間	自動隔離時間	循環水系隔離システム	自動隔離時間	柏崎7号とは差異なし。東海第二とは申請対象設備を島根2号よりも細分化していることによる差異	
				発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		
93	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)	循環水系隔離システム(漏えい検知器)	循環水系隔離システム	自動隔離時間	自動隔離時間	循環水系隔離システム	自動隔離時間	柏崎7号とは差異なし。東海第二とは申請対象設備を島根2号よりも細分化していることによる差異	
				発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		
94	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)	循環水系隔離システム(循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出入口弁)	循環水系隔離システム	自動隔離時間	自動隔離時間	循環水系隔離システム	自動隔離時間	柏崎7号とは差異なし。東海第二とは申請対象設備を島根2号よりも細分化していることによる差異	
				発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		
95	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)	可操継手(循環水管伸縮継手)	可操継手	継手部のすき間	継手部のすき間	可操継手	継手部のすき間	東海第二と溢水に関する防護設計方針の差異であり、島根2号では対象設備なし。	
				発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		
96	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)	自動検知・遠隔隔離システム(検知制御・監視盤)	自動検知・遠隔隔離システム	蒸気遮断弁自動隔離時間	蒸気遮断弁自動隔離時間	自動検知・遠隔隔離システム	蒸気遮断弁自動隔離時間	東海第二と溢水に関する防護設計方針の差異であり、島根2号では対象設備なし。	
				発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		
97	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)	自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器)	自動検知・遠隔隔離システム	蒸気遮断弁自動隔離時間	蒸気遮断弁自動隔離時間	自動検知・遠隔隔離システム	蒸気遮断弁自動隔離時間	東海第二と溢水に関する防護設計方針の差異であり、島根2号では対象設備なし。	
				発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称 島根2号	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		設置枚数 開放差圧	設置枚数 開放差圧	
98	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)	自動検知・遠隔隔離システム(蒸気遮断弁)		蒸気遮断弁自動隔離時間					東海第二と溢水に関する防護設計方針の差異であり、島根2号では対象設備なし。
				発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書					
99	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)	防護カバー		配管とのすき間					東海第二と溢水に関する防護設計方針の差異であり、島根2号では対象設備なし。
				設定根拠に関する説明書(別添)					
100	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)	原子炉建屋原子炉棟止水板0-1		高さ					東海第二と溢水に関する防護設計方針の差異であり、島根2号では対象設備なし。
				発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書					
101	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)	原子炉建屋原子炉棟止水板0-2		高さ					東海第二と溢水に関する防護設計方針の差異であり、島根2号では対象設備なし。
				発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書					
102	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)	原子炉建屋外側ブローアウトパネル	燃料取扱部ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧	設置枚数 開放差圧	原子炉建屋燃料取扱部ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧	設置枚数 開放差圧	差異なし。
				安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		高根2号		
103	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)		保護カバー(蒸気防護カバー)		— 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		—	柏崎7号と溢水に関する防護設計方針の差異であり、島根2号では対象設備なし。	
104	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)					被水防護カバー	— 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	溢水に関する防護設計方針の差異であり、島根2号特有の設備	
105	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)		タービン補機冷却海水系隔離システム		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	タービン補機海水系隔離システム	自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	柏崎7号とは差異なし。 東海第二とは、津波に関する防護設計方針の差異	
106	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)		7号機地下水排水設備		容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲 設定根拠に関する説明書(別添)	地下水位低下設備	容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲 地下水位低下設備の設計方針	柏崎7号とは差異なし。 東海第二とは、溢水に関する防護設計方針の差異	
107	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)		主蒸気系トネル室ブローアウトパネル		設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故発射炉設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	主蒸気系トネル室ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故発射炉設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	柏崎7号とは差異なし。 東海第二とは、溢水に関する防護設計方針の差異	

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称 島根2号	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		東海第二	島根2号	
108	その他発電 原子炉の附属施設 (緊急時対策所)	酸素濃度計 (東海、東海第二発電所共用)	酸素濃度計 (6, 7号機共用)	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書	酸素濃度計	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書	差異なし。	
109	その他発電 原子炉の附属施設 (緊急時対策所)	二酸化炭素濃度計 (東海、東海第二発電所共用)	二酸化炭素濃度計 (6, 7号機共用)	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書	二酸化炭素濃度計	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書	差異なし。	
110	その他発電 原子炉の附属施設 (緊急時対策所)		5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本器) 二酸化炭素吸収装置 (6, 7号機共用)	個数	個数 緊急時対策所の居住性に関する説明書			柏崎7号と設備構成の差異であり、島根2号では対象設備なし。	
111	その他発電 原子炉の附属施設 (緊急時対策所)		5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計 (6, 7号機共用)	個数 計測範囲	個数 計測範囲	差圧計	個数 計測範囲 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	柏崎7号と差異なし。東海第二は由緒施設区分を放線管理施設としていていることによる差異	